

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
410	平成23年 9月22日 東京高裁 平22(ツ)172号	立替金請求 上告事件	◆訴外会社Aから債権管理、回収等の業務委託を受けた被告Aが、訴外会社Bから自動車(本件車両)を買取り、その代金につき訴外会社Aとの間で立替払契約を締結した被告Y1は割賦金の支払を怠ったとして、被告Y1及び同立替払契約について連帯保証をした被告Y2に対して、本件車両の引渡し並びに割賦金の残金の支払を求めたところ、本件立替金請求権が債権管理回収業に関する特別措置法2条1項6号に該当することは明らかであり、また、同法11条1項の回収には担保権の実行も含まれるから、本件立替金請求権を担保するために本件車両を留保していた訴外会社Aから委託を受けた被告Aが、訴外会社Aのために自己の名をもって、担保権の実行として所有権に基づき本件車両の引渡しを求めることができるのは明らかであるなどとして、被告Aの請求が認められた事案の上告審	◆上記判断は正当として是認することができるとして、上告を棄却した事例	1条:外 2条:外 5条:外 10条:外	消費者契約法については原告の主張にあるのみで実質的な判断をしなかった。
411	平成23年 7月15日 最高裁第二小法廷 平22(オ)863号	更新料返還 等請求本 訴、更新料 請求反訴、 保証債務履 行請求事件	◆更新料の支払を約する条項が消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当するかが争われた事案	◆更新料支払条項に対する消費者契約法10条の適用を否定した事例	10条:否	更新料条項については、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り消費者契約法10条には該当しないとされた。
412	平成23年 7月12日 最高裁第三小法廷 平22(受)676号	保証金返還 請求事件	◆訴外会社との間でマンション賃貸借契約を締結し、保証金100万円を交付した原告が、同社から賃借人の地位を承継し、敷引特約に基づいて60万円を敷き引きした上、残金から補償費用、損害金を控除した額のみを返還した被告に対し、本件特約は消費者契約法10条により無効であるなどとして、保証金の不当利得返還を求めた事案の上告審	◆消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約が消費者契約法10条により無効ということではできなとされた事例	10条:否	敷引特約に関して消費者契約法により無効になる場合に関する最判平成23年3月24日民集65巻2号登載予定の規範に基づき、当該事案の事情を考慮した上で、当該特約は信義則に反して被告の利益を一方的に害するものということではできなと判断した。
413	平成23年 6月17日 東京地裁 平22(ワ)31206号		◆原告と訴外Aとの間の建物賃貸借契約に関して、原告が被告に対し、保証契約に基づき未払い賃料及び共益費並びに賃貸借契約解除後の賃料等相当損害金の支払を求めた事案	◆被告は原告との間で、書面により、訴外Aの原告に対する債務を連帯保証し、さらに契約更新においても連帯保証したことを認めることができるとした上で、保証契約の更新後保証条項が消費者契約法10条により無効であるとはいえないとし、また、保証債務の履行請求が信義誠実の原則に反するともいえないとして、請求をすべて認容した事例	10条:否	保証契約の更新後保証条項が消費者契約法10条により無効とするにはできなとしたりうえで、信義則の適用も否定した。
414	平成23年 4月20日 東京地裁 平20(ワ)29425号	損害賠償請 求事件	◆被告A社の仲介で被告J社から本件居室を賃借した原告が、被告A社との間のラティスの設置費用に関する弁償合意の債務不履行又は不法行為の損害賠償請求権に基づき、被告A社に対し、ラティス設置費用の支払を、原告の本件居室からの退去は賃貸借契約上の解約申し入れによる退去ではないから、解約の場合に1か月前の書面による申し入れを要するという本件契約条項は適用されないなどとして、被告J社に対し、不当利得返還請求権に基づき本件居室の18日分の日割家賃相当額の支払を、被告らが本件建物に関する瑕疵を説明せず、また、同瑕疵を修補せずに放置したため損害を被ったなどとして、被告ら及び被告J社代表取締役である被告Y1に対し、損害賠償等を求めた事案	◆上記弁償合意は認められず、また、本件建物の工事前の状態が本件建物の瑕疵と評価できないから、説明義務違反及び瑕疵修補義務違反も認められず、また、本件契約条項は消費者契約法に違反しないなどとした上で、原告の負担部分と被告J社の負担部分を具体的に判断して敷金返還額を算定し、請求を一部認容した事例	10条:否	本件解約条項において、賃借人が本件賃貸借契約の解約申し入れをして契約を終了させる場合、1か月前までに解約の申し入れをするか、1か月分の賃料を支払って直ちに契約を終了させることを要するものとしていることは、合理性があるといえることができるし、賃借人による解約申し入れを書面によって行うことも合理性がある、他方、民法617条1項の趣旨からしても、賃借人にとって、不当に権利を制限され、又は義務が加重されているということではできず、また、解約申し入れを書面で行うことも、格別加重な負担となるものではないとして、消費者に一方的に不利な条項とは言えないとした。
415	平成23年 3月25日 東京地裁 平21(ワ)15005号	損害賠償請 求事件	◆東京弁護士会所属の弁護士である原告が代表を務める弁護士法人において、被告Y1から債務整理の委任を受けたところ、被告Y1が委任事務の処理をめぐって東京弁護士会に対して原告の懲戒請求を行ったことにつき、原告が、被告Y1は懲戒事由がないことを知りながら懲戒請求を行ったものであるとし、また、本件懲戒請求は、弁護士である被告Y2が、被告Y1を扇動し、または被告Y1の説明に対する調査義務を怠ったことによつてされたものであるとして、被告らに対し、共同不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆十分な法律知識を有しない被告Y1が、被告Y2の説明を聞き、上記弁護士法人の和解の方法に問題があると考えて代表弁護士である原告に対して行った本件懲戒請求は、およそ事実上又は法律上の根拠を欠くにもかかわらずあえて行ったものとは認められないし、被告Y2には原告主張の調査義務の懈怠があったとは認められない等判断して、原告の請求を棄却した事例	10条:外	共同不法行為の主張に対する反論として、消費者契約法10条違反の主張がなされたが、共同不法行為の前提を欠くとして、10条について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
416	平成23年3月24日 最高裁第一小法廷 平21(受)1679号	敷金返還等 請求事件	◆消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約が、消費者契約法10条により無効であるとして、保証金の返還を求めた事案	◆居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約は、敷引金の額が高額に過ぎるものである場合には、賃料が相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、消費者契約法10条により無効となつたとして、本件での敷引特約は消費者契約法10条により無効ということとはできないとされた事例	10条:否	敷引特約は、「当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となる」と判断した。
417	平成23年3月17日 東京地裁 平22 (ワ)25987号	建物明渡請 求事件	◆選定者との間で建物賃貸借契約を締結していた賃借人である原告が、選定当事者である被告に対し、賃料不払を理由に、本件契約中の無催告解除特約に基づく契約解除により、本件建物の明渡し及び未払賃料等の支払を求めた事案	◆被告らは、本件契約書所定の口座への小切手入金を拒絶されたため供託手続をしたと認められるところ、本件契約では銀行振込により支払うとされ、小切手入金の申出を拒絶されたとしても供託要件を充足しないから、本件供託は無効であるとして、賃料不払状態の継続を認めた上で、被告らは、供託が無効である等の弁護士の意見がある書面が送付されたにもかかわらずこれに固執して8か月も不払を続けたのに加え、原告らに対し、理解困難な独自の見解に基づくクレーム等を重ねるなどしていたから、原告との信頼関係は破壊されたといえ、原告は無催告解除できるとして、本件解除の意思表示を有効とし、請求を全部認容した事例	10条:外	被告から本件建物賃貸借契約が消費者契約法10条により無効との主張がなされているが、主張自体失当として排斥した。
418	平成23年3月16日 東京地裁 平22 (ワ)33893号	保険金請求 事件	◆訴外Aが、被告との間で、家庭用総合自動車保険契約及び年金払交通傷害保険契約を締結していたところ、自損事故を起こして後遺障害を負ったと主張して、訴外Aの破産管財人である原告が、被告に対し、各保険契約に基づく保険金を請求したのに対し、被告が、酒気帯び免責条項ないし酒酔い免責条項による免責を主張するなどして争った事案	◆事故当日、訴外Aは夕食時に発泡酒を飲み、ハルシオン等を服用して午後10時頃まで寝た後、買物に出かけた帰りに事故を起こしたこと、事故直後の飲酒検知の数値は呼気1リットルにつき0.05mgであったこと、病院搬送時にアルコール臭があることが医師によって確認されていること等の事情を総合すると、本件事故による訴外Aの傷害は訴外Aが酒気帯び状態で運転している場合に生じたといえるが、酒に酔い薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態であったとは認められず、本件傷害保険金請求については免責事由が認められないと判断して、原告の請求を一部認容した事例	10条:外	原告から本件免責条項を限定的に解釈することが消費者契約法10条の趣旨に適う旨の主張がされているに止まり、同条の要件等が問題となっているわけではないとされた。
419	平成23年1月27日 東京地裁 平21 (ワ)33297号	建物明渡等 請求事件	◆原告と訴外A社との間の賃貸借契約が、同社の債務不履行により終了したところ、被告らは、訴外A社の連帯保証人であるとして、原告が被告らに対し、違約金、当初賃料免除分の返還額、約定の損害賠償金等及びこれらに対する遅延損害金の連帯支払を求めた事案	◆被告らは、本件賃貸借契約の解除の有効性、違約金条項の有効性等を争ったが、本件賃貸借契約の解除事由である訴外A社が信義に反する行為をしたときに該当し、解除は有効と判断し、また、賃貸借期間の満了日までの賃料を原告に支払わなければならないとの違約金条項は、本件賃貸借契約の契約期間が3年に限定されていることなどに照らせば公序良俗に反し無効とまではいえないとし、請求を全部認容した事例	2条:否 10条(趣旨):否	被告会社の賃貸借契約締結に関し、代表者として保証したものであり、「消費者」に当たらないとした。 被告らの利益を一方的に害するものということもできないとした。
420	平成23年1月20日 東京地裁 平22 (L)1691号	保証債務請 求控訴事件	◆訴外Aの被控訴人に対する貸金債務につき連帯して保証していた控訴人が、被控訴人との間で当該債務の残金を分割して支払う旨の和解契約(21.9%の割合による遅延損害金)を締結したところ、控訴人が同和解契約に基づく支払債務の期限の利益を喪失したとして、被控訴人が控訴人に対し、残金全額の支払を求めた事案	◆本件和解契約は公序良俗に違反するものではないし、消費者契約法10条に違反するものではないとしたものの、本件和解契約は、貸金契約及び保証契約とは個別に創設的に締結された和解契約であり、それ自体として「金銭を目的とする消費貸借契約」(利息制限法1条)に該当しないから、消費者契約法11条2項の適用はなく、同法9条2号の適用は排除されず、本件和解契約に定める遅延損害金の上限は、期限の利益喪失時より利率は年14.6%であるとして計算して、被控訴人の請求を一部認めた事例	9条2号:肯 10条:否 11条2項:否	貸金業者との任意の合意によって過払金の減免を行うことが、直ちに利息制限法の趣旨に反するということもできないから、本件確認条項が既に生じていた貸金業者に対する過払金元金及びその利息の返還請求権を債務者において放棄する内容のものであったとしても、そのことが直ちに本件確認条項の無効を招来するものではないとした。 利益喪失特約を適用することが信義則に違反するということもできないとした。 消費者契約法11条2項の適用はなく、同法9条2号の適用は排除されなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
421	平成23年1月17日 東京地裁 平20(ワ)20356号	保険金等請求事件	◆原告の子が、自らを被保険者とし、被保険者が死亡した場合の保険金受取人を原告として被告と保険契約を締結していたところ、子が死亡したことから、原告が、被告に対し、主目的に保険契約に基づく保険金の支払を、予備的に被告には保険契約の締結等に際して説明義務違反があったと主張して、債務不履行等に基づく損害賠償を求めた事案	◆保険料払込みの猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、積立金からの保険料の払込みがされないときは、保険契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失うとの特約は、消費者契約法10条の規定により無効であるとはいえず、また、被告に説明義務違反は認められないなどとして、原告の請求を棄却した事例	10条:否	生命保険契約の失権約款について、1か月の猶予期間は、民法541条の規定する催告の場合に要請される相当期間よりもかなり長いこと等に言及し、消費者契約法10条の適用を否定した。
422	平成23年1月12日 東京地裁 平21(ワ)19432号	割戻金請求事件、反訴請求事件	◆原告が、連鎖販売業者である被告に対し、商品販売契約に基づく割戻金支払債務等の履行として、又は不法行為に基づき、金員の支払を求めた(本訴請求)のに対し、被告が、原告に対し、不当利得返還請求として割戻金支給分等の支払を求めた(反訴請求)事案	◆被告の商品販売ルールを定めた約款には、被告商品を売るディストリビューターが被告の商品販売ルールに違反する行為をした場合に割戻金等が発生しない又は発生が障害される旨の記載はなく、ディストリビューターである原告は、その資格停止処分によっても、なお被告から割戻金等を受けるべき地位を失っていない等判断して、本訴請求を一部認容する一方で反訴請求を棄却した事例	10条:外	原被告間で定められた販売ルールが消費者契約法10条に違反するかが争点となったが、当該争点については、判断不要として、判断しなかった。
423	平成22年11月9日 東京地裁 平21(ワ)4449号	損害賠償等請求事件	◆マンションの管理組合である原告が、管理組合発足前に共用部分につき締結された電気供給契約が過大であったとして、マンション販売会社や従前の管理会社に適正な契約電力等の説明義務違反や契約上の地位譲渡に関する契約義務違反を理由とする損害賠償請求をするともに、電力会社に契約の取消し等による電気料金の不当利得返還を求めた事案	◆管理組合である原告は消費者契約法の「消費者」ではないとした上、新規物件の契約電力設定として、契約が過大であったとはいえないし、従前の管理委託業務を行っていた管理会社に新契約の電気料金が適切となるように助言すべき注意義務があるともいえないなどとして、請求を棄却した事例	2条:否 4条2項:外 9条1号:外 10条:外	マンション管理組合は「消費者」に該当しないと判断し、消費者契約法の適用を否定した。
424	平成22年10月29日 東京地裁 平20(ワ)17540号	損害賠償請求事件	◆コンビニエンスストアのフランチャイズチェーンを運営する原告が、フランチャイジーである被告Y1において、一方的に店舗を閉鎖し、半額セールを実施した上、その売上金を支払うよう求めたにもかかわらず、被告Y2に対し、清算金、違約金及び損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の説明義務違反、経営指導義務違反など背信性の高い債務不履行行為によって被告Y1が先に解除したことによって原告との契約は終了しているとの被告Y1の主張を排斥するなどして、原告の請求を認容した事例	2条:否 9条1号、2号 類推:外 10条類推:外	フランチャイジーは「消費者」に該当しないと判断し、消費者契約法の適用を否定した。
425	平成22年10月29日 京都地裁 平21(ワ)4693号	更新料返還請求事件	◆被告との間で賃貸借契約を締結して居住している原告が、被告に対し、賃貸借契約における更新料支払の合意は消費者契約法10条に反し無効であると主張して、不当利得返還請求権に基づき、過去3回にわたって支払った更新料30万円の支払を求めた事案	◆賃貸マンションの賃貸借契約における更新料特約について、更新料は賃料前払いと途中解約時の違約金の性質を有し、消費者契約法10条に反しないと判断し、賃借人からの更新料返還請求を棄却した事例	10条:否	更新料支払合意について、賃借人の義務を加重する特約であることは認められたが、賃借人が一方的に不利益を受けているとはいえないとして、消費者契約法10条の適用を否定した。なお、同法9条1号が適用される場合があると述べた。
426	平成22年10月22日 東京地裁 平22(レ)999号	建物賃料請求控訴事件	◆第三者Aの一括借上により建物をAに賃貸していた控訴人らが、Aの破産により被控訴人を賃借人とする転賃借契約を承継したとして、未払賃料や更新料を請求するとともに、控訴人らが受けるべき敷金返還請求権に対する配当金を被控訴人が受領したとして不当利得返還請求をした事案	◆Aの破産により、転賃借契約が控訴人らに承継されることを前提とした上、更新料の発生条件は契約書に明記され、その額や効果に照らして更新料の定めが無効とはいえず、当初賃貸借契約の承継を認めなかった控訴人らがその後承継を前提に更新料を請求することが信義則に反するともいえないとして、信義則違反を認めた原判決を取り消し、請求を認容した事例	10条:否	賃借人の利益を一方的に害するとまでは認められないとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
427	平成22年10月7日 東京地裁 平21(ワ)19989号	建物明渡等請求事件、建物賃料減額確認等請求事件	◆第1事件は、E27本件建物を賃貸した原告が、被告会社に対し、賃貸借契約は定期建物賃貸借契約であり、平成20年11月30日に期間満了により終了したとして、本件建物の明渡しを求めるとともに、被告会社に対しては債務不履行に基づく損害賠償請求として、被告Y1に対しては保証契約に基づく保証債務履行請求として、連帯して、平成20年11月分、同年12月分、平成21年4月分及び同年5月分賃料に対する約定の遅延損害金、平成20年12月1日から本件建物の明渡し済みまでの約定の賃料倍額の損害金の残額の支払を求め、第2事件は、被告会社が原告に対し、本件建物の賃貸借契約について、平成21年7月1日以降の賃料減額請求、借地借家法11条3項に基づく過払い賃料の返還請求、企画料及び再契約料の支払合意は無効であるとして不当利得返還請求をした事案	◆第1事件は、原告と被告会社の間で新たな普通建物賃貸借契約の合意が成立したとは認められず、また、定期建物賃貸借契約は、性質上、黙示の更新を認めることはできないとし、普通建物賃貸借契約の成立を否定し、平成20年12月19日到達の通知書が、借地借家法38条4項ただし書に基づく通知と解されるとし、平成21年6月19日が終了時期と認定し、原告の明渡し請求が権利濫用とはいえないなどとし、請求を一部認容し、第2事件は、企画料及び再契約料の支払につき、公序良俗に違反する事情があるとは認められないなどとし、請求を棄却した事例	2条:否 10条:外	被告会社が物品販売の店舗として利用する目的で賃貸借契約を締結し、被告会社の代表者が保証したものであるから、「消費者」に該当しないと判断した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
428	平成22年 9月28日 東京地裁 平21(ワ)23889号	入居金返還請求事件	◆被告との間で原告の亡母につき介護付有料老人ホームの入居契約を締結した原告が、入居契約に基づく介護義務違反による契約解除、あるいは入居契約の錯誤無効や消費者契約法10条違反を主張して、支払済みの入居契約金の返還請求をした事案	◆原告の契約の解除の意思表示は契約終了後のものであり効力はないとし、また、被告の債務履行の有無は契約締結後の事情であり、錯誤の対象事象ではないから契約に錯誤はないとし、また、入居金の額、使途、償却基準等はいずれも都の指針に従ったものであること等に照らすと、契約の各条項が消費者の利益を一方的に害するものとして消費者契約法10条に違反するとはいえないとして、請求を棄却した事例	10条:否	一時入居金の償却について定めた規定について、民法、商法その他の規定が適用される場合に比して消費者の利益を害するものではない等として、消費者契約法10条の適用を否定した。
429	平成22年 9月 2日 東京地裁 平21(ワ)45944号	損害賠償等請求事件	◆被告Y1が原告から賃借した居室を第三者に無断で転貸ないし占有させたところ、同人が居室内で自殺したことにより、居室の原状回復に費用を要するとともに、新規賃借人入居のために賃料を減額せざるを得なくなったとして、原告が、Y1に対しては賃貸借契約の債務不履行に基づき損害賠償を、連帯保証人の被告Y2に対しては保証債務の履行を、それぞれ求めた事案	◆居室内での自殺発生の実事により賃料を低額にせざるを得ないから、これも相当因果関係ある損害といえるが、損害の実質は心理的嫌悪感ないし嫌悪感であるから、時間の経過とともに自ずと減少しやがて消滅するとの判断の下に損害額を算定し、また、本件の損害は保証契約の範囲内であるとし、原告の請求を一部認容した事例	10条:否	主債務者の債権者に対する債務不履行に基づく損害賠償責任に関する限り、債務不履行と相当因果関係のある損害の範囲にその責任は限定されるから、保証人の責任が不当に拡大するとはいえないとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
430	平成22年 9月 1日 東京地裁 平21(ワ)40202号	債務不存在確認等請求事件、反訴請求事件	◆原告と被告は、訴訟上の和解により、支払義務を負う金員の一部の分割払い及び分割金の支払を遅滞した場合の期限の利益喪失、分割金の支払を遅滞なく完了した場合の残額の支払義務の免除等を合意した後、原告が未払残元本額を承認してこれを担保するために原告所有の不動産に抵当権を設定すること等を約した契約書を作成し抵当権設定仮登記がなされたところ、原告が、被告に対し、上記契約書に記載された債務承認に基づく債務が存在しないことの確認等を求めた(本訴請求)のに対し、被告が、原告に対し、抵当権設定契約に基づき抵当権設定仮登記の本登記手続を求めた(反訴請求)事案	◆原告が分割金の支払を遅滞し、これを前提として原告は債務承認をして抵当権設定の合意をした等認定して、本訴請求を棄却して反訴請求を認容した事例	10条:否	原告の利益を一方的に害するものとはいえないとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
431	平成22年 8月31日 大阪高裁 平21(ホ)2785号	債務不存在確認等請求控訴事件	◆5年間で償却する約定で600万円の入居金を支払って被控訴人の高齢者用介護サービス付賃貸マンションに母親を入居させていた控訴人が、2年後、賃貸借契約の終了に伴い、入居金の返還を求めた事案	◆入居金の法的性格は、賃貸借契約から生ずる控訴人の債務の担保、医師及び看護師による24時間対応体制が整った居室への入居の対価及び入居後の医師・看護師らによるサービスの対価としての性格を併有するところ、同マンションには被控訴人が宣伝していたような24時間対応体制の実態はなく、被控訴人が対価に相当するサービスを提供していないのに1年毎に120万円を取得することは、民法の一般規定による場合と比較して消費者である控訴人の権利を制限するものであるから、本件約定は消費者契約法10条により無効であるとして、控訴人の入居金返還請求を認めた事例	10条:肯	本件償却特約は、民法の任意規定ではなく、これによる場合に比べて消費者の義務を著しく加重するもので、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害しているとして、消費者契約法10条の適用を肯定した。
432	平成22年 7月27日 東京地裁 平20(ワ)14796号	預託金返還等請求事件	◆航空機の賃貸借や代理業務等を目的とする被告会社と原告が、原告の所有する航空機の管理委託契約を締結していたところ、原告が当該契約を約定に基づき解除して、被告会社が手数料名下に着服した金銭損害、原告が被告会社に預託した運行経費預託金及び未精算の収益金の支払を求めるとともに、被告会社代表者にも上記着服金損害の支払を求めた事案	◆解除の効力を争う被告らの主張を排斥して、被告会社に対する預託金返還請求及び未精算の収益金支払請求は認容したが、被告会社の手数料取得は契約に基づく正当なもので不正着服には理由がないとして、当該請求部分の被告会社代表者の責任も否定した上で棄却した事例	9条:外 10条:外	管理委託契約における解約制限条項について消費者契約法違反の主張がなされたが、契約書上、原告の解約は制限されないとして、消費者契約法の適用について判断しなかった。
433	平成22年 6月29日 東京地裁 平20(ワ)32609号	売買代金返還等請求事件	◆原告X1が被告から購入した土地について、鉛が検出されるなど瑕疵が存在するため、瑕疵担保責任を理由として売買契約を解除したなどとして、被告に対し、代金相当額の返還等を求め、同土地に住宅を建築する予定であった原告X2が、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆原告X1の請求につき、(1)同土地には瑕疵があるものの、これにより売買契約の目的を達成することができないとはいえない、(2)瑕疵担保責任の追及は引渡日から3か月以内に行なければならないとする特約は、消費者契約法10条に違反する無効なものであるとして、鉛等の除去費用の賠償請求を認容しつつ、被告の原告X2に対する不法行為責任を否定した事例	10条:肯	買主による瑕疵担保責任の行使期間を、瑕疵の認識の有無にかかわらず、本件土地の引渡日から3か月以内という短時間に制限する特約について、消費者契約法10条を適用した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
434	平成22年6月29日 東京高裁 平21 (ホ)4582号	各受信料請求控訴、附帯控訴事件 〔NHK受信料請求訴訟・控訴審〕	◆控訴人らとの間で放送受信契約を締結した被控訴人NHKが、同契約に基づき、未払放送受信料の支払を求めたところ、原審で請求を全部認容とされたため、控訴人らが控訴するとともに、被控訴人が、いまだに受信料を支払わない控訴人らに対し、附帯控訴した事案 ◆放送受信契約の締結が、民法761条所定の日常家事債務の範囲内にあるといえるかが争われた事案	◆受信契約義務を定めた放送法32条は合理性があるとして、同条の一部無効又は限定解釈をすべき旨の控訴人らの主張を否定し、また、放送法上、被控訴人が負う「豊かで良い放送を行う義務」と控訴人らの受信料支払義務とは牽連関係がなく、放送受信料の支払債務と被控訴人の放送の視聴とは対価関係にないとして、牽連性・対価性に係る控訴人らの主張も否定した上、同法の規定からは、本件受信契約締結に関し、憲法13条、19条、21条違反の問題は生じず、また、本件では、消費者契約法10条が適用され得る余地はないなどとして、控訴を棄却し、附帯控訴に基づき、請求額の増額を認めた事例 ◆問題となる具体的な法律行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属するか否かを決するに当たっては、客観的に、その法律行為の種類、性質等を考慮して判断すべきであるところ、現代社会において、テレビ番組の視聴は、日常生活に必要な情報を収集するため又は相当な範囲内の娯楽として、夫婦の共同生活を営む上で通常必要なものといえ、放送法32条の規定によれば、日本放送協会の番組の視聴をするか否かを問わず、契約締結を強制しているものといえるから、同条の規定の文言を前提とする限り、放送受信契約の締結は、民法761条本文の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属するといえることができるとされた事例	10条:否	放送法32条に基づく放送受信規約について消費者契約法10条が適用されるかが問題となった事案において、放送法32条は、当事者間でこれと異なる合意をすることを禁止する強行規定であり、放送法32条と異なる契約を締結することができない場合であって、消費者契約法10条が適用され得る余地はないとした。
435	平成22年6月11日 東京地裁 平21 (ワ)41032号	敷金返還等請求事件、建物明渡請求事件	◆建物の賃借人である原告が、その賃借人である被告に対し、敷金の返還、本件建物からの退去に際して行った工事の費用及び違約金条項により支払った違約金相当額の支払いを求めた(甲事件)のに対し、被告が、原告に対し、約定の原状回復義務を果たしておらず本件建物の明渡しは完了していないとしてその明渡しを求めるとともに、明渡し完了までの損害金、鍵の返却及び鍵交換費用等の支払いを求めた(乙事件)事案	◆本件建物の明渡し完了を認定して敷金返還請求権の発生を認め、原告による工事費用の支出は事務管理として償還請求でき、本件違約金条項は消費者契約法10条に違反し無効であるから原告による違約金の支払いは法律上の原因がない等判断して、原告及び被告の請求をそれぞれ一部認容した事例	<争点1> 10条:肯 <争点2> 10条:否	違約金支払条項については、賃貸借契約が2年以上に解約されることにより賃貸人に特段の不利益があるとは考えられないとして消費者契約法10条を適用し、出動費用を請求できる旨の条項については、消費者契約法10条の適用を否定した。
436	平成22年6月10日 東京地裁 平21 (ワ)41710号	不当利得返還請求事件	◆訴外Aからビルの一室を賃借していた原告が、本件賃貸借契約に定める原状回復特約、更新料特約等が無効であるとして、訴外Aから賃借人としての地位を相続した被告に対し、支払済みの原状回復費用及び更新料等について不当利得に基づく返還を求めた事案	◆本件賃貸借契約書には賃借人が補修費用を負担する通常損耗の範囲が明記されておらず、通常損耗分につき原告に原状回復義務を認める合意もないから、原告は通常損耗について原状回復義務を負わず、通常損耗の原状回復費用として被告に支払われた分は法律上の原因を欠くと判断する一方、原告は、弁護士業務等を行う事務所として本件賃貸借契約を締結していることから消費者契約法10条の適用はなく、原告自身長年弁護士として活動していること等からすれば、被告との間に情報の質及び量並びに交渉力に格差があるとは言えず消費者契約法10条を類推適用することもできない等判断し、更新料特約等は有効と認定した事例	2条:否 10条:外	弁護士業務を行う事務所として賃貸借契約を締結したものであるため、「消費者」に該当しないとした(類推適用も否定)。
437	平成22年6月10日 東京地裁 平20 (ワ)29886号	建物明渡等請求事件(本訴)、費用償還請求事件(反訴)	◆賃借人である原告が、賃借人である被告に対し、賃貸借契約の解除を理由に、建物明渡と未払賃料等の支払を求めた事案	◆被告の無断造作設置については信頼関係を破壊する程度のものとは認められないが、無断模様替えについては、信頼関係を破壊するに至っているものと認められるとして、本件解除は有効であるとし、建物明渡及び未払賃料等の支払請求を一部認容した事例 ◆被告の原告に対する冷房機の屋外機器設置の費用償還請求については、同費用償還請求権が発生したとしても、被告が費用を支出したときから10年が経過しているとして請求を棄却した事例	2条:否 10条:外	個人事業者が飲食店の店舗とする目的で賃貸借契約を締結したものであるため、「消費者」に該当しないとした。
438	平成22年5月19日 東京地裁 平19 (ワ)35042号	保証金返還等請求本訴事件、損害賠償請求反訴事件	◆原告が、亡Y1から賃貸していた建物を明け渡したとして、亡Y1の相続人である被告らに対し、保証金の支払を求めた(本訴)に対し、被告らが、原告が原状回復義務を履行せず、明渡しを遅滞したために損害を被ったとして、賠償を求めた(反訴)事案	◆亡Y1は、原告との間で、次の賃借人が決まらなかったときは、残置物のうち本件残置動産類については、亡Y1が建物の解体時に処分し、原告がその代金を支払うことに合意しており、原告はこの合意に係るもの以外は既に撤去したことから、原状回復義務の不履行があるとはいえないとし、また、建物に備品の一部を残置した上記の事情のもとでは、原告に建物の占有が残っていたとは認められないとして、本訴請求を一部認容し、反訴請求を棄却した事例	4条2項:外 10条:外	原状回復義務の変更に関する覚書の効力について原告が消費者契約法4条2項及び10条の適用を主張したが、変更を判断するまでもなく原状回復義務はないとして消費者契約法の適用について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
439	平成22年 5月14日 東京地裁 平21(ワ)14225号	建物賃料請求事件	◆破産管財人である原告が、破産者からいわゆるサブリース契約により建物を借り受けた被告に対し、未払賃料の支払い等を求めた事案	◆賃貸人に関して差押え又は競売等の申立てがあった場合には賃借人が家賃の支払いを停止し賃貸人の信用が回復するまで保管することができ入居者等の損害を防止するために賃借人が支出した費用についてはそこから相殺することができる旨の契約条項は、破産法71条1項1号に抵触せず有効であるものの、本件賃貸借契約は建物の競落によって当然終了しており、原告は被告に対して保管金の返還を請求できるが、他方、被告は原告に対し財団債権に該当する原状回復費用等の支払請求権を有しており相殺が認められるなどとして、請求を一部認容した事例	10条:否	消費者である賃貸人が民法の範囲を超える修繕費の負担を義務付けられた賃貸借契約について、当該修繕費により賃貸人の賃料収入も確保される等の理由より消費者契約法10条該当性を否定した。
440	平成22年 4月27日 東京地裁 平21(ワ)16254号	払戻金請求事件	◆原告が、被告に対し、ベンチャー企業への投資についてのパートナーシップ契約からの脱退を理由とする出資金の払戻しを求め、脱退禁止規定があることから、原告は被告から脱退できるかが争点となった事案	◆本件契約において、本件組合員らが原則として被告から脱退できないものとするのが公の秩序に反するものとは解することはできないなどとして、請求を棄却した事例	10条:否	ベンチャーの脱退禁止規定について、組合員ら全員に適用されるものであることから原告の利益を一方的に害するものではないとして消費者契約法10条該当性を否定した。
441	平成22年 4月26日 東京地裁 平21(シ)445号	更新料支払等請求控訴事件	◆建物賃貸人である被控訴人が、賃借人である控訴人会社及び連帯保証人である控訴人Y1に対し、賃貸借契約の更新料債務として、連帯して46万9560円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたところ、原審は、被控訴人の請求を全部認容したことから、これを不服とした控訴人らが、控訴した事案	◆賃貸借期間満了の6ヶ月前までに相手方に対して期間満了と同時に契約を終了させる旨の書面による通知をしない場合は、賃貸借契約は期間満了の日から更に2年更新し、この場合、更新料として新賃料の1ヶ月分を更新の日の前日までに支払うとの更新特約は、借地借家法30条、民法90条又は消費者契約法10条類推適用により無効であるとはいえないと判断し、控訴を棄却した事例	10条:否	賃貸借契約の更新料に係る契約上の定めについて、賃借人が事業者であったことから消費者契約法10条の適用は認められないと判断した。
442	平成22年 3月18日 さいたま地裁 平21(シ)167号	敷金返還請求控訴事件	◆賃借人から賃貸人に対する定額補償費の返還請求の事案	◆賃貸人・賃借人間の定額補償費の合意は敷金類似の金銭預託契約であり、消費者契約法10条に反しないとして、定額補償費のうちペットの消毒費を控除した金額につき賃借人からの返還請求を認めた事例	10条:否	定額補償金の差し入れ合意について、ペット飼育の利益を享受することの対価に当たるとして消費者契約法10条該当性を否定した。
443	平成22年 3月16日 東京地裁 平21(ワ)19551号	建物明渡請求事件	◆土地及び建物を被告Y1から買い受けて所有する原告が、本件建物を占有する被告Y1及び被告会社に対し、所有権もしくは、売買契約後に締結した賃貸借契約の終了による目的物返還請求に基づき明け渡しを求め、所有権もしくは賃貸借契約に基づき、本件建物についての被告Y1との賃貸借契約が定めていた賃料の未払分及び賃料相当損害金の連帯支払を求めるとともに、被告Y1に対し、本件不動産の買い戻し特約に係る合意に基づき、諸経費及び利息相当の約定金600万円の支払いを求めた事案	◆契約の終了を認めて、請求のほとんどを認容した事例	10条:否	不動産の買い戻し特約についての消費者契約法10条該当性の主張につき、いずれも契約締結時において消費者に該当しないとして認めなかった。
444	平成22年 3月11日 東京地裁 平20(ワ)38570号	債権購入代金請求事件、損害賠償請求事件	◆証券会社から他社株転換条項付社債を1000万円で購入する契約を締結したX1とその妻であるX2が、X1を証券会社に紹介した銀行及び証券会社に対し、個人情報等を無断で漏洩したこと、不当な勧誘行為をしたことが違法行為に当たるなどとして、慰謝料の請求を求めた事案	◆X1は個人情報の提供に同意する旨の書面を作成していることなどから、証券会社、銀行に違法行為は認められないとして、Xらの請求が棄却された事例	1条:否 4条1項:否 10条:否	他社株転換社債に係る販売に係る契約についての消費者契約法違反の主張について、証拠及び契約締結後に契約が有効であることを前提とした話をXがしていたことにより、当該主張を認めなかった。
445	平成22年 2月26日 東京地裁 平20(ワ)18235号	損害賠償請求事件(本訴)、(反訴)	◆実測清算の特約がある土地の売買契約で、被告(売主)の確定測量図作成・交付債務と原告(買主)の残代金支払債務が同時履行の関係にあり、被告側で確定測量図が期限内に完成していなくても作成に着手し、他方、原告側で残代金支払の現実の提供をしていない事案	◆原告による解除通知及び被告による解除を無効とし、原被告の請求をいずれも棄却した事例	10条:外	原告による契約解除及び違約金請求について、そもそも履行の提供がないことから請求原因が立たないとして抗弁である消費者契約法10条については判断しなかった。
446	平成22年 2月24日 大阪高裁 平21(ホ)2690号	更新料返還等、更新料反訴、保証債務履行請求控訴事件	◆控訴人Yからマンションの一室を賃借していた被控訴人Xが、本件賃貸借契約中、1年毎に月額賃料2か月分の更新料を支払う旨の条項及び契約時に月額賃料の3倍以上となる定額補償分担保金を支払う旨の条項は、いずれも消費者契約法10条に反し無効であるとして、Yに既払の更新料及び定額補償分担保金の返還を求めたのに対し、Yが、X及び連帯保証人に未払の更新料を請求したところ、原審で、Xの返還請求を全部認容とする一方、Yの反訴請求を全部棄却としたため、Yが控訴した事案	◆本件更新料条項及び本件定額補償分担保金条項は、いずれも消費者契約法10条に該当し無効であるとして、原判決を維持し、控訴を棄却した事例	10条:肯	更新料、定額補償分担保金条項について、更新料について賃借権強化の対価としての性質は認められず、賃借権強化の対価とも言えない、補償分担保金条項について、原状回復費用等に鑑みて合理性は疑問であること等より消費者契約法10条該当性を肯定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
447	平成22年2月22日 東京地裁 平21(ワ)36652号	敷金返還請求事件	◆原告が、被告との間で建物の定期借家契約を締結し、敷金として賃料の2か月分を被告に交付したが、賃貸借契約終了後、①上記契約中の敷金に係る特約(本件敷引特約)により、敷金から賃料の1か月分、及び②原状回復費用を差し引かれた額の返還を受けたことから、上記特約は無効であるなどとして、被告に対し、敷金返還請求権に基づく返還請求を求めた事案	◆本件敷引特約は、合理的な根拠をもたないといわざるを得ないが、本件敷引特約をもって直ちに賃借人(原告)の利益を信義則に反する程度にまで侵害したとみることはできないため、本件敷引特約は消費者契約法10条に反して無効とはいえず、また、原状回復費用は、被告主張のとおり、被告が差し引いた額で相当であるとして、請求を棄却した事例	10条:否	敷引特約について、賃貸借契約に関する任意規定と比べ賃借人の義務を加重するものであり、合理性はないが、十分説明されていること、情報の大きな格差はないこと、金額が大きくないこと等からすると、賃借人の利益を信義則に反する程度まで侵害したとはみることができないとして消費者契約法10条の適用を認めなかった。
448	平成22年2月22日 東京地裁 平21(ワ)23465号	建物明渡請求事件	◆被告Y1に本件建物を買貸している原告が、被告Y1の賃料不払により、賃貸借契約は解除されたとして、被告Y1に対し、本件建物の明け渡しを、被告Y1及び連帯保証人の被告Y2に対し、賃料相当損害金等を請求したところ、被告らは、賃貸借契約の特約に基づき、本件賃貸借契約の5回の更新の際に、原告に対し、更新料を支払ってきたところ、本件特約は消費者契約法に反し無効であるから、更新料について不当利得返還請求権を有するのであり、この不当利得返還請求権を自動債権として、原告の本件滞納賃料等の請求権を受動債権として相殺を主張した事案	◆本件賃貸借契約における更新料の額は、更新後の賃料の1か月分にすぎず、更新後の契約期間が2年間であることにかんがみると、実質的に当該契約期間に賃借人が支払う総賃料額の4%にすぎないのであるから、その有効性を認めたとしても、名目上の賃料を低く見せかけ、情報及び交渉力に乏しい賃借人を誘引するかのよう効果が生じるとは認められないのであり、本件において消費者契約法10条違反はないなどとして、被告らの主張を認めず、原告の請求を認容した事例	10条:否	更新料の規定に関して消費者契約法10条の主張が原告からなされた事案であった。更新料の額、更新料の総賃料額に占める割合(4%)、賃貸人側のリフォーム等に要する諸費用の負担等に鑑み消費者契約法10条に反しないとした。
449	平成22年2月22日 東京地裁 平21(ワ)22936号	建物明渡等請求事件	◆原告が、被告会社に本件建物について定期借家契約を締結して貸し渡し、被告Y1はこれを保証したところ、被告会社が賃料等を滞納したとして、原告が被告会社及び被告Y1に対し、未払賃料や違約金等を請求し、被告らが本件契約の無効を主張した事案	◆被告らにおいて、十分な説明を受けた上、本件契約の契約書、「事業用定期建物賃貸借契約についての説明」と題する書面、及び「重要事項説明書」と題する書面に署名押印しながら、その内容を十分に理解していなかったにすぎず、錯誤無効は認め難いのであり、本件契約が、定期借家契約であって、更新がないことや損害賠償に係る本件違約金特約及び本件損害賠償特約の点で、本件旧契約よりも、被告会社に不利であることは事実であるが、そのことから直ちに本件契約を無効とすることはできないなどとして、原告の請求を全て認容した事例	10条:外	定期借家契約が消費者契約法10条に反すると主張がなされたが、更新がないこと、違約金特約、損害賠償等の点で被告会社に不利とはしたものの、消費者契約法の適用については判断しなかった。
450	平成22年2月16日 東京地裁 平20(ワ)27490号	入居金返還請求事件	◆原告が、生涯にわたる保障をうたう被告の共済制度に加入する契約をし、同契約に基づいて共済掛金を支払ったところ、保険業法の改正により、被告の共済制度は原告の生涯にわたって保障を継続することが著しく困難な状況になったとして、被告に対し、錯誤無効を主張し、不当利得に基づく共済掛金相当額の支払を求めた事案	◆錯誤無効を認めた上で、不当利得返還請求を認めた事例	10条:外	保養所入居契約における返還金に係る約定について消費者契約法10条違反が主張されたが、契約自体に係る錯誤による無効を認めたため、判断しなかった。
451	平成22年2月10日 東京地裁 平21(ワ)24218号	建物明渡等請求事件	◆建物賃貸人である原告が、賃借人である被告に対し、本件賃貸借契約終了(解除)に基づく建物明渡並びに未払賃料及び更新料の支払を求めた事案	◆被告の賃料支払の遅滞の事実が認められることから、原告のした本件賃貸借契約解除の意思表示は有効であるとする一方、原告の請求する更新料の根拠となる平成16年の更新は、法定更新であるから、本件賃貸借契約における更新料支払に関する条項の適用はないと解するのが相当であるとして、建物明渡並びに未払賃料の支払の限度で原告の請求を認容した事例	10条:否	更新料支払条項に関する消費者契約法10条違反の主張がなされたが、賃借人は実質的に事業のために契約を締結しているとして適用を否定した。
452	平成22年1月28日 名古屋地裁 平20(ワ)3188号	応援妨害予防等請求事件	◆プロ野球を主催する12球団及びプロ野球の運営を統括する社団法人が、特定の応援団の団員に対し、プロ野球の試合等の入場券の販売を拒否し、球場等への立入りを禁止する旨を通知した措置がされた事案 ◆プロ野球を主催する12球団及びプロ野球の運営を統括する社団法人が、特定の応援団が申請した楽器、応援旗等を使用して観客を組織化し又は統率して行われる集団による応援の申請を不許可とした事案	◆立入禁止等の措置が、裁量権の範囲を逸脱するものであり、権利の濫用として違法、無効であるとされた事例 ◆応援申請の不許可措置が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められず、違法とはいえないとされた事例	10条:外	被告の約款における異議申し立て等の禁止規定について消費者契約法10条違反が主張されたが、そもそも当該規定は不起訴合意としての効力を有しないとして、消費者契約法によらず無効と判断した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
453	平成22年1月25日 東京地裁 平21(ワ)14873号	損害賠償請求事件	◆被告から愛玩犬を買った原告が、被告に対し、①同犬に隠れた瑕疵があったため死亡したと主張して、瑕疵担保責任等に基づき売買代金相当額の支払を求めるとともに、②同犬を預かった被告が、獣医師による医療措置を受けさせず同犬を死亡させたとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆同犬が引渡時に何らかの疾患に罹患していたとは断定できないとして①の請求は棄却されたのに対し、被告が同犬を預かった段階では、子犬販売業者としての被告の世話によっては症状が改善しない状況だったのであるから、獣医師の診察を受けさせるべき注意義務があったとしつつ、獣医師の資格のない被告に同犬を預けた原告にも5割の過失があるなどとして、②の請求の一部が認められた事例	8条1項5号: 外 10条:外	愛玩犬が購入後間もなく死亡したことに関連し、契約書上に、一定の場合に販売者が責任を負わない旨の規定は消費者契約法8条1項5号に該当するとの主張に関し、そもそも本件愛玩犬には隠れた瑕疵があったとは言えないとして同契約書の条項の適用に関する判断を行わなかった。
454	平成21年12月22日 東京地裁 平20(ワ)10592号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告との間で株式の信用取引を行っていた原告が、被告に対し、原告が委託保証金の代用として被告に差し入れていた有価証券が被告により何らの権限なく売却され、損害を被ったと主張して、債務不履行又は不法行為に基づいて損害賠償を求めた事案	◆原告が損金の支払ができず、その見込みもないことを表明していたこと等を理由として、「債権保全を必要とする相当の事由」が生じていたと認め、原告は期限の利益を喪失しており、本件債権保全条項が信義則及び公序良俗に反するあるいは消費者契約法10条に違反して無効とはいえないから、被告による有価証券の売却は適法であるとして請求を棄却した事例	10条:否	信用取引口座許諾約定書上の債権保全条項の消費者契約法10条該当性について、当事者間で期限の利益喪失事由について合意することは許されること、内容が当事者の予測可能性を害するほど不明確とも言えないこと等から否定した。
455	平成21年12月16日 東京地裁 平21(シ)418号	更新料請求控訴事件	◆被控訴人(原告)と控訴人(被告)が、原告を貸主、被告を借主として期間2年、契約更新時に賃料1ヶ月分相当額の更新料を支払う旨の更新料支払を契約内容とする建物賃貸借契約を締結していたところ、本件賃貸借契約は法定更新され、上記更新料支払約定が法定更新の場合にも適用される旨主張する原告が、被告に対し、更新料の支払を請求した事案	◆本件更新料支払約定は、合意更新を前提として規定されたものであり、法定更新の場合には適用されないとして、本訴請求は理由がないとして棄却し、これと結論を異にする原判決は相当でないとして取り消した事例	10条:外	賃貸借契約上の更新料支払いに係る約定について賃借人が消費者契約法10条に基づく無効をも主張したが、同条項はそもそも合意更新の場合に適用されるものであり、本件事案である法定更新には適用されないとして、当該主張については特に判断を行わなかった。
456	平成21年12月10日 東京地裁 平21(ワ)20774号	建物明渡請求事件	◆原告が、被告会社との間で、本件建物について賃貸借契約を締結し、被告会社及び被告Y1に本件建物を引き渡したが、被告会社からは賃料を支払わないため原告は契約を解除したとして、本件建物の明渡しを求めると共に、滞納賃料等を請求した事案	◆礼金・敷金・更新料名下に支払った金員をもって原告が法律上取得し得ないものであるとして、それを未払賃料の充当するとの被告らの主張は認められないとし、また、本件建物の雨漏りあるいは原告のその修繕義務の不履行を理由に、被告らが賃料等を支払わないことは法律上正当であって、原告による本件賃貸借契約の解除は許されない旨の被告らの主張は認められないと判示した事例	10条:否	賃貸借契約上の敷金、礼金、更新料に係る約定の消費者契約法10条該当性について、金額、予め合意されていること等から認めなかった。
457	平成21年12月4日 東京地裁 平21(シ)231号	貸金請求控訴事件	◆被控訴人が、控訴人との間で締結した借入限度基本契約に基づき、控訴人に対し、貸金残元金等の支払を求めた事案	◆控訴人は、本件基本契約書中の合意管轄条項は、消費者契約法10条により無効であると主張するが、控訴審において、当事者は、第一審裁判所が管轄権を有しないことを主張することができないから、控訴人の上記主張は失当であるとした上で、控訴人は、被控訴人との間で本件基本契約を締結していない等とする被告の主張を排斥し、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であるとして、控訴を棄却した事例	10条:外	控訴審では、第一審裁判所が管轄権を有しないことを主張できないとした。
458	平成21年11月24日 東京地裁 平20(ワ)26306号	債務不存在確認等請求事件、反訴請求事件	◆被告所屬タレントであった原告が、専属芸術家契約が締結された事実はないなどとして、債務不存在確認及び損害賠償請求をしたところ(本訴)、被告が、原告が他の芸能プロダクションに所属して活動したため収益を失ったとして損害賠償請求をした(反訴)事案	◆原被告間には、原告を被告所屬タレントとする合意があったのみで、専属芸術家契約は成立していないところ、前記合意は準委任や雇用の性質を有する契約であり、解除の意思表示により解除されていたとした上、被告が原告に不当な稼働を強いた等の事情はなく、原告が契約に反して被告に不利益を与えた事実もないとして、本訴請求のうち債務不存在確認請求のみを認容した事例	10条:否 4条2項:否	原告の母の同意も認められ、原告の主張する消費者契約法10条による無効事由も、同法4条2項による取消事由も認められないとされた。
459	平成21年11月16日 東京地裁 平20(ワ)17485号	和解金請求事件	◆ゴルフ会員権売買業者である原告が、被告に対して、被告所有のゴルフ会員権を原告から第三者に転売する契約が成立することを停止条件として原告と被告との間に上記会員権の売買契約を締結したのに、被告が売却意思を翻したとして、被告が自認した約定違約金の支払を内容とする和解契約に基づき、和解金の支払を求めた事案	◆上記和解契約の締結に際して原告が被告に告知した違約金額につき事実と異なる告知があったとして、消費者契約法4条1項1号による和解契約の取消しを認めて請求を棄却した事例	4条1項1号: 肯 10条:否 9条1号:肯 3条1項:外	ゴルフ会員権の売却申し出の撤回により生じる一般的な損害は、広告宣伝費や名義書換準備のための実費及び販売管理費等であり、違約金として定めた490万円のうち49万円を超える部分は、消費者契約法9条1号より、無効とされた。さらに、この490万円の違約金の支払いが必要であるとの説明を前提とする和解契約は、同法4条1項1号の取消原因が存するとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
460	平成21年11月13日 東京地裁 平21(ワ)17586号	建物明渡請求事件	◆被告にマンションを賃貸していた原告が、賃料等の不払を理由に無催告解除をし、未払賃料、賃料相当損害金及び原状回復費用等の請求をした事案	◆賃料不払いの頻度や程度に照らして、賃貸借契約の継続が困難な程度の信頼関係の破壊を認めて無催告解除特約に基づく契約解除を有効とした上、更新料特約が消費者契約法に反し無効であるとの被告主張を排斥して未払賃料等の請求を認め、原状回復費用請求について、カーペットクリーニングやハウスクリーニングの費用は通常損耗に対する原状回復費用であるから賃貸人である原告が負担すべきであるとして、通常損耗以上の損耗についての限度で請求を認容した事例	10条：否	賃料1ヶ月分の更新料の支払特約につき、消費者契約法10条及び信義則に違反しないとされた。
461	平成21年10月29日 東京高裁 平19(ネ)1353号	各大学年金受給権確認請求控訴事件、同付帯控訴事件〔早稲田大学(年金減額)事件・控訴審〕	◆控訴人W大学が普通年金及び遺族年金の支給額を減額する旨の年金規則の改定を行い、普通年金又は遺族年金を減額したことから、これらの受給者である被控訴人らが、本件改定が違法無効であると主張して、本件改定前の従前の年金額を受給する権利を有することの確認を求めた事案 ◆個別の同意を得ないで本件年金契約の内容を変更することの可否が争われた事案	◆本件改定は、被控訴人らの同意なしになされているものの、本件年金規則には、改定の必要性、改定内容および手続きの相当性が認められ、本件改定による給付額の減額は有効であって、被控訴人らについてもその効力が生じたものということができており、請求を全部認容した原判決を取り消して、請求を棄却した事例 ◆本件年金契約は、教職員に対する福利厚生、功労報償の性格を強く有するものであり、また、教職員の相互扶助の性格をも具有するとして、年金規則の定めによる年金契約を締結したことにより、在職中のみならず、退職後、受給者となつてからも、同規則による規律を受ける立場にあり、年金規則を改定することにより、年金制度を維持するために必要な合理的範囲内で給付額の減額を行うことも、年金規則の規定により許容されているとした事例 ◆年金の積立比率の目標値を80パーセントと定め、この目標値を20年かけて実現するために、予定利率を年4.5パーセントから年2.5パーセントに引き下げ、年金の給付額を最大35パーセント引き下げていくという年金規則の改定が、年金基金の財政の現状を考慮すれば、本件年金制度の維持、存続のために大学がその合理的裁量の範囲内で定められたものとして相当性を有するとした事例	10条：否	本件年金規則中、給付の減額を容認する条項が消費者契約法10条に違反し無効であるとの主張に対し、年金の給付が画一的な処理がなされるものであり、減額については、合理的な裁量の範囲に限られるものであるから、当該主張は採用できないとされた。
462	平成21年10月29日 大阪高裁 平21(ネ)1211号	更新料返還等請求控訴事件	◆本件は、本件建物の賃借人が、本件建物の賃貸人に対し、更新料支払条項は消費者契約法10条ないし民法90条に違反し、無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、更新時に支払った更新料の返還を求めた事案	◆賃貸借期間を2年とする建物賃貸借契約をさらに2年更新する際、賃借人が賃料約2か月分に相当する更新料10万4000円を支払う旨規定した更新料支払条項につき、消費者契約法10条に反しないとされた原審の結果が維持された事例	10条：否	2年間の更新をする際に、賃料2ヶ月分の更新料の支払を定めた条項につき、消費者契約法10条及び民法90条に違反しないとされた。
463	平成21年10月23日 大阪高裁 平21(ネ)1437号	契約条項使用差止等請求控訴事件	◆消費者契約法所定の適格消費者団体である一審原告が、貸金業者である一審被告の金銭消費貸借契約について、借主が返済期限到来前に貸付金を全額返済する場合に利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨規定した早期完済違約金条項は、消費者契約法10条により無効であるとして、同法12条3項に基づく本件条項を含む契約締結の差止め及び同各条項を含む借用証書の用紙の廃棄を求めたところ、原審で請求を一部認容とされたため、当事者双方が敗訴部分につき控訴した事案	◆本件条項の一部は、貸付けの内容によっては消費者の義務を加重する場合があります、その場合は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるなどとして、原判決を相当として控訴を棄却した事例	3条：援用 10条：肯 12条3項：肯	借主が期限前に貸付金の全額を返済する場合に、借主が利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨を定める早期完済違約金条項につき、消費者契約法10条により無効とし、同法12条3項により契約締結の差止を認めた。
464	平成21年10月21日 東京地裁 平20(ワ)9749号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引における被告ないし被告従業員らの一連の行為が、不当勧誘、適合性原則違反、一任売買・無断取引、無意味な反復売買等客殺しの売買、過当取引、説明義務違反・指導助言義務違反、消費者契約法10条違反に該当するとして、原告が被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆原告の主張を全て退け、請求を棄却した事例	10条：否	商品先物取引につき、商品先物取引委託ガイドを交付することによって、委託手数料について説明しており、消費者契約法10条に反するものとはいえないとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
465	平成21年10月21日 東京地裁 平20 (ワ)5792号	土地建物所有権移転仮登記抹消登記等請求事件	◆本件土地建物の所有者であるX1が、X1の子であり、本件土地建物につき始期付所有権移転仮登記を経由しているY1に対し、所有権に基づく妨害排除請求として上記仮登記の抹消登記手続を求め、元妻であるY2に対し、X1名義の銀行預金口座の預金を勝手に引き出して着服した旨主張し、不法行為に基づく損害賠償請求をし、Y1及びY2が本件建物に係る賃料を着服した旨主張し、不法行為に基づく損害賠償請求をし、Y2及びX1が入居していた施設を運営するY3に対し、共謀の上X1を騙し施設に入居させ退去しようとするX1を監禁状態におき、よってX1に対し、本件施設への入居一時金及び月額利用料と同額の損害を与えたとして不法行為に基づく損害賠償を請求し、X1を代理して離婚調停事件を申し立てた弁護士であるX2が、Y2に対し、Y2のX2を被懲戒請求者とする懲戒申立は不法行為を構成する旨主張して不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆X1とY1が死因贈与契約を締結したことや本件仮登記が同契約に基づくものであることが認められる等として本件仮登記の抹消手続請求を棄却し、Y2の本件預金の引き出しはX1の承諾によるものであり、本件預金及び賃料はX1の入院費用その他の費用に充てるために消費されたとしてY1及びY2に対する損害賠償請求を棄却し、本件施設への入居にX1は同意したとしてY2及びY3に対する損害賠償請求を棄却し、Y2の行った懲戒申立は弁護士懲戒制度の制度趣旨に照らし相当性を欠くものであったと認めるに足りる事情は見当たらないとして、X2のY2に対する損害賠償請求を棄却した事例	9条1号:否 10条:否	施設への入居契約中、入居一時金の30%相当分を入居日をもって取得すること等を定める条項につき、消費者契約法9条1号及び10条に反するものではないとした。
466	平成21年10月8日 東京地裁 平21 (ワ)10988号	授業料返還等請求事件	◆T大学法科大学院に在学していた原告が、留年した年度において、修了に必要な1科目が置かれていた後期のみを修学しようとする前期の休学を求めたが、被告大学が認めず、前期の授業料を徴収したは不当であるなどとして、被告大学に対しては、在学契約の不成立若しくは無効を理由とする不当利得、不法行為、債務不履行又は国家賠償法1条1項に基づき授業料相当額等の支払を、被告国に対しては、国家賠償法3条1項または国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案	◆前期の休学ないし授業料の取扱いにつき何らかの配慮をするか否かは国立大学法人に委ねられた裁量の範囲内であり、前期授業料を徴収したことは不合理、不誠実であるとはいえないなどとして請求を棄却した事例	3条1項:否 10条:否	消費者契約法3条1項は、事業者の努力義務を定めた規定であるから、同条項に規定する義務違反を理由として上記在学契約の効力が左右されることはなく、同契約中の上記部分が任意規定の適用による場合に比して学生の権利を制限し、又はその義務を加重するものとはいえないから、同法10条により無効であるともいえないとされた。
467	平成21年10月2日 東京地裁 平19 (ワ)30728号	立替金本訴請求事件、損害賠償反訴請求事件	◆原告のカード会員である被告が、インターネットのサイトを通じて、原告のカード決済の方法により株式投資情報を購入した(以下「本件メルマガ配信契約」として、当該VISA加盟店に立替払をした訴外カード会社の被告に対する立替金支払債権を譲り受けた原告が、被告に対し、カード契約に基づき、立替金代金の支払を求めた(本訴)のに対して、被告が原告に対し、原告の訴訟行為は不法行為を構成し、また、調査確認をしないで本件支払請求をしたカード会員契約上の義務違反であるなどとして、損害賠償を求めた(反訴)事案	◆本訴については、原告が訴外カード会社から本件立替金支払債権を取得したことを前提に、本件メルマガ配信契約は消費者契約法10条に反しないなどとして、請求を認容し、反訴については、原告の訴訟行為は不法行為を構成しないが、被告から本件メルマガ配信契約について苦情の申出を受けたにもかかわらず、訴外カード会社に適切な調査依頼をしなかったことは信義則上の義務違反に当たるとして、請求を一部認容した事例	10条:否	被告は、2か月以上の期間で3回以上に分割して支払う場合にのみ、原告に対して、加盟店に対する抗弁事由を主張して支払を停止することができるとする本件会員契約の上記約定が、消費者契約法10条により無効である旨主張したが、抗弁の接続が許される一定の要件に当たらないとをもって、消費者契約法10条にいう、消費者の利益を一方的に害するということではないとされた。
468	平成21年9月30日 東京地裁 平21 (ワ)288号	損害賠償請求事件	◆原告が賃借していた本件居室の天井から漏水が発生した件について、賃貸人である被告の調査義務の懈怠等が債務不履行及び不法行為に該当するなどとして、原告が、被告に対し、債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆本件漏水の原因は、本件居室の上階の403号室の床下の配管にあるものと推認されるが、本件配管が共有部分に該当するか否か、当時、賃貸人である被告にとって明らかであったとはいえないし、403号室は被告が所有するものではなく、賃借人がいたことから、同人の意向を確認することなく、本件配管を修繕することを期待することはできないため、被告において漏水の発生を知った後、漏水の原因を認識することができたとしても、直ちに、本件配管を修繕すべきであったということではないとして、請求を棄却した事例	10条:外	原告は、本件賃貸借契約の契約書の11条の、被告は、水道等の設備の破損等により原告が受けた損害については、故意又は重過失がない限り、賠償責任を負わないとされている本件免責条項が、消費者契約法10条に反し、無効であると主張するが、裁判所は、そもそも債務不履行又は不法行為の事実がないと判断しており、同法10条については判断しなかった。
469	平成21年9月30日 東京地裁 平21 (ワ)10641号	損害賠償請求事件	◆被告から中古車を買取った原告が、いわゆる接合車であったとして、売買契約の特約に基づいて損害賠償を求めたところ、被告が本件特約は消費者契約法10条に反して無効であるとして争った事案	◆本件特約は、解除の要件が不明確で事業者の恣意に委ねられているとはいえないし、事業者による解除の要件を不当に緩和したものであるとか、民法の規定に比して、一方的に消費者の権利を制限し、義務を加重したものともいえないから、一律に信義則に反すると解することはできず、オークション運営業者による検査でも接合車であることが発見されなかったことから、売買契約当時原告が接合車であることを容易に発見することができたと認めるに足る証拠はないとして、事業者が特約に基づく主張をすることが信義則に反するとはいえないとした事例	10条:否	本件売買契約締結後、被告の認識の有無にかかわらず、本件自動車に接合車等の重大な瑕疵があることが判明した場合、原告が本件売買契約を解除することができ、この場合、陸送代、オークションキャンセル代等の損害賠償を求めることができる旨の本件特約の有効性が争われ、信義則にも、消費者契約法10条にも反するものではないとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
470	平成21年9月30日 東京高裁 平21(ネ)207号	生命保険契約存在確認請求控訴事件〔保険滞納訴訟・控訴審〕	◆保険会社である被告との間で、医療保険契約及び生命保険契約を締結した保険契約者兼被保険者である原告が、原被告間における本件各契約の存在確認を求めたところ、被告が、本件各契約は、原告の保険料未払を原因として本件各保険約款の無催告失効条項により失効したと抗弁して争った事案	◆本件無催告失効条項は、消費者である保険契約者側に保険契約の失効という重大な不利益を与えるおそれがあるのに対し、同条項を無効とした場合における保険会社側の手間やコストの増大という不利益はさしたるものではなく、同条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと認められるから、消費者契約法10条により無効であつて、その結果、本件無催告失効条項により本件各契約が失効することはないとして、請求を棄却した原判決を取り消し、本件各契約の存在を確認した事例	10条：肯	保険料を払込期月の翌月末日までに支払わないときは、本件各保険契約が同日の経過により当然に効力を失う旨の本件無催告失効条項の有効性が争われ、消費者契約法10条に反し無効とされた。
471	平成21年9月30日 京都地裁 平20(ワ)871号	定額補修分担金条項使用差請求事件	◆消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、不動産賃貸業及び不動産管理業を目的とする事業者である被告に対し、定額補修分担金条項が同法10条に反して無効であるとして、同法12条3項に基づき、定額補修分担金条項を含む意思表示をすることの差止め及び同条項を含む契約書用紙の破棄等を求めた事案	◆定額補修分担金条項は、消費者契約法10条に反して無効であるとした上で、上記条項を含む意思表示をすることの差止めを認め、本件訴えのうち、被告が、その従業員らに対し、被告が消費者との間で建物賃貸借契約を締結し、又は合意更新するに際し、上記条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行うための事務を行わないことを指示することを求める部分を却下し、その余の請求を棄却した事例	10条：肯 12条3項：一部肯	定額補修分担金条項においては、賃借人が賃貸借契約締結時に、賃貸借開始時の新装状態への回復費用の一部負担金として、一定の金銭(定額補修分担金)を支払うこととされており、ほかに通常損耗の原状回復費用が定額補修分担金に含まれないとの条項もないから、定額補修分担金条項は、通常損耗分の原状回復費用も含んでいるものと解される。そして、故意又は重過失による賃借物件の損耗・改造費用については、別途賃借人に請求できることが定められていること、いったん支払った定額補修分担金の返還を請求できないとされていることからすると、結局、賃借人の軽過失による損耗の原状回復費用が、支払った定額補修分担金の額に満たない場合には、賃借人は本来負担しなくてもよい通常損耗の原状回復費用を負担させられることになる。この点において、定額補修分担金条項は、民法の規定の適用による場合に比して、賃借人の義務を加重する条項であるとされた。
472	平成21年9月29日 東京地裁 平20(ワ)20067号	貸金請求事件	◆被告が原告との間でクレジットカード会員契約を締結し、そのカードを利用して原告から借り入れを行ったとして、原告が被告に対し、その返還を求め、カード利用による借入れ行為が被告以外の第三者によるものであったとしても、被告が第三者に暗証番号を教えた、あるいは盗難被害に遭ったものであったとしても、被告が警察へ届け出をしなかったなどのカード規約に定める手続に違背した、被告の過失により暗証番号が知られたとして、クレジットカード会員契約に基づき貸付金返還と同額の損害の支払を求めた事案	◆被告は、自宅のキャビネットに収納していたバッグの中にカードとともに暗証番号を記載した付せんを入れており、被告につき暗証番号を知られたことに過失があるといえ、カード規約に基づき、損害を負担すべき等判断し、請求を全部認容した事例	10条：否	被告の同意なく行われた貸付限度額の引上げは、消費者契約法10条に反するものではないとされた。
473	平成21年9月28日 東京地裁 平18(ワ)16755号	損害賠償請求事件、建物賃借人なる地位の確認事件	◆甲事件においては、乙事件被告等からアパートを転借(本件賃貸借契約)していた原告らが、ホームレス地域生活移行支援事業を実施する甲事件被告に対し、同被告は、原告らと乙事件被告等との間で法定更新が可能な賃貸借契約を締結させる債務を負担していたにもかかわらずこれを怠ったとして、債務不履行または不法行為に基づく慰謝料を請求し、乙事件においては、原告らが、乙事件被告に対し、本件賃貸借契約に更新が無いこととする旨の定めは無効であるなどと主張して、賃借人たる地位の確認を求めた事案	◆原告らの請求を全部棄却した事例	10条：否	各賃貸借契約の更新がないこととする定めの有効性が争われ、消費者契約法10条に違反するものでないことは明らかであるとされた。
474	平成21年9月25日 京都地裁 平20(ワ)947号	更新料返還等請求、更新料反訴請求、保証債務履行請求事件	◆原告が、被告に対し、更新料条項及び定額補修分担金条項はいずれも消費者契約法10条に反し無効であるとして、賃貸借契約中に3回にわたり支払った更新料合計22万8000円及び契約締結時に支払った定額補修分担金12万円の返還を求めたところ(本訴)、被告が、原告及び連帯保証人に対し、未払の更新料の支払を求めた(反訴)事案	◆本件更新料条項について、賃料の補充とみることや賃借権強化の対価の性質を有するとみことは困難であるし、更新拒絶権放棄の対価という性質も希薄であつて、更新の際、賃借人が賃貸人に支払う金銭という一種の贈与的な性格を有するものであるとした上で、原告と被告との情報量の格差等の事情も考慮して、本件更新料条項は消費者契約法10条に反して無効であるとし、また、本件定額補修分担金条項についても同条に反して無効であるとし、本訴請求については認められたものの、反訴請求については棄却した事例	10条：肯	本件更新料条項及び本件定額補修分担金条項について、ともに消費者契約法10条に反し、無効であるとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
475	平成21年9月25日 京都地裁 平20(ワ)558号	保証金・更新料返還等請求事件	◆建物の一室を被告より賃借した原告が被告に対し、更新料条項は消費者契約法10条に反し無効であるなどとして、賃貸借契約期間中に支払った更新料等を求めた事案	◆更新料を賃料の補充とみることや、賃借権強化の対価を有するとは困難であるし、更新拒絶権放棄の対価という性質も希薄であって、更新料は、更新の際、賃借人が賃借人に支払う金銭という一種の贈与的な性格を有するものであるとした上で、原告と被告との間の情報量の格差等の事情も考慮して、消費者契約法10条に反して無効であるとして、請求の一部を認容した事例	10条: 肯	1年間の契約期間の更新に対し、賃料2ヶ月分の支払義務を定める本件更新料条項について、無効であるとした。
476	平成21年9月25日 京都地裁 平20(ワ)1286号	更新料支払請求事件	◆原告が、被告に対し、賃貸借契約の更新に際して更新料10万6000円の支払を求めたところ、被告が、更新料条項は消費者契約法10条に反して無効であると主張した事案	◆更新料を賃料の補充とみことは困難であって、更新拒絶権放棄の対価や賃借権強化の対価ということもできないとした上で、更新料の額や原告と被告との間の情報量の格差等の事情を考慮して、更新料条項が消費者契約法10条に反して無効であるとして、請求を棄却した事例	10条: 肯	2年間の契約期間の更新に対し、賃料2ヶ月分の支払義務を定める本件更新料条項について、無効であるとした。
477	平成21年9月18日 東京地裁 平21(シ)198号	敷金返還等請求控訴事件、同附帯控訴事件	◆被控訴人(附帯控訴人・一審原告)が、控訴人(附帯被控訴人・一審被告)に対し、賃貸借契約におけるハウスクリーニング費用を賃借人が負担する旨の特約は不成立、無効、あるいは取り消されたことと主張してその費用相当額の敷金返還を請求すると共に、鍵の交換費用を賃借人が負担する旨の特約についても不成立、無効、あるいは取り消されたことと主張してその費用相当額の不当利得返還を請求する事件につき、原審が前者の請求のみを認めたために控訴及び附帯控訴がされた事案	◆両特約は有効に成立しており、これらは消費者たる賃借人の利益を一方的に害するものとはいえず、不利益事項を説明しなかったとも認められないとして、原判決が変更されて被控訴人の請求が全て却けられた事例	4条2項: 否 10条: 否	ハウスクリーニング費用を賃借人が負担する旨の特約、及び鍵の交換費用を賃借人が負担する旨の特約が、被控訴人にとって不利益な面があることは認めながら、消費者契約法4条2項、及び10条に該当するものではないとした。
478	平成21年9月17日 大阪高裁 平21(ホ)1293号	保険金請求控訴事件	◆傷害特約付き所得補償保険および災害保障特約付き団体定期保険の被保険者であった者がT駅において鉄道車両に轢かれて死亡したため、上記被保険者の長男である控訴人が、保険会社である被控訴人らに対し、上記各保険契約に基づく保険金の支払等を求めたところ、原審は請求を棄却したことから、控訴した事案	◆平成13年4月20日に下された2つの最高裁判決を引用するなどして、本件死亡事故が偶発的な事故であることについては、保険金請求者である被控訴人に主張立証責任があるとした上で、本件認定事実によれば、少なくとも、本件死亡事故が「急激かつ偶発的な外来の事故」ないし「不慮の事故」によるものと認めることはできず、控訴人が提出した各証拠は、いまだ、本件死亡が本件被保険者の自殺である可能性を否定するものというだけではできないから、控訴人は請求原因事実の証明が十分でないとして、控訴を棄却した事例 ◆傷害特約付き所得補償保険および災害保障特約付き団体定期保険に基づく保険金の支払要件である傷害の定義として「急激かつ偶発的な事故」、「不慮の事故」などと定めた保険約款の部分は、信義則ないし消費者契約法10条により無効とはならないと判示した事例	10条: 否	事故の偶然性の主張立証責任の所在に関し、「急激かつ偶発的な事故」、「不慮の事故」などと定めた保険約款の部分が信義則ないし消費者契約法10条に反し無効であるため、控訴人は主張立証責任を負わないと主張したが、信義則ないし消費者契約法10条に反するものではないとされた。
479	平成21年9月16日 東京地裁 平20(ワ)36662号	損害賠償等請求事件	◆被告が運営するオンラインゲームの利用者であった原告が、被告に対し、本件ゲームで使用していたキャラクターの被告による削除が本件ゲームの使用許諾契約上の債務不履行ないし不法行為を構成するとし、上記キャラクターの使用権の確認並びに債務不履行ないし不法行為に基づく慰謝料等の支払を求めた事案	◆本件ゲームのネットワーク利用規約(以下「本件規約」)は消費者契約法10条に違反しているとはいえず、また、原告は本件規約を「承諾する」とのボタンをクリックしたのであるから、本件規約に拘束されるとしたうえで、本件規約における規定の適用として行われた本件削除行為が、被告による裁量権の範囲の逸脱ないしその濫用に当たるといえることと、原告の請求を棄却した事例	10条: 否	本件ゲームの適切な管理運営の必要性を勘案すれば、被告に一定の合理的な裁量を認めるのが相当であり、本件規約は、利用者を一方的に害するものではないとされた。
480	平成21年9月3日 東京地裁 平20(ワ)18804号	権利金返還等請求事件	◆被告との間で介護付有料老人ホームの入居契約を締結し、入居に際して施設使用生涯権利金及び保証金を被告に支払った原告が、上記権利金及び保証金に関する規定が消費者契約法10条及び民法1条に違反し無効であるとして、被告に対し、上記権利金及び保証金の返還を求めた事案	◆権利金の償却方法として均等償却方式と2分方式があるところ、本件では2分方式がとられて少なくとも保証金400万円は返還されており、入居後7日で全額償却される権利金は、入居希望者が生涯、施設に入所し、そこで介護のための追加の費用負担なく介護を受け、サービスを利用することのできる地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、被告が施設の広告、求人活動、施設設備費等に充てることが予定されているものと解されるから、権利金償却条項が無効であるとはいえないとして、原告の請求を棄却した事例	10条: 否	本件保証金条項は、400万円の返還時期が入居契約から24ヵ月後とされており、原告は、この点が一方的に消費者の利益を害すると主張したが、すでに24ヶ月が経過し、400万円が返還されていることから、判断がなされなかった。
481	平成21年8月27日 大阪高裁 平20(ホ)474号	更新料返還等請求控訴、賃料請求反訴事件〔賃貸マンション更新料訴訟・控訴審〕	◆被控訴人の所有する建物の一室について、被控訴人との間で賃貸借契約を締結し居住していた控訴人が、①上記賃貸借契約における更新料支払の約定は消費者契約法10条又は民法90条に反し無効であると主張し、不当利得返還請求権に基づき、過去5回にわたり支払った更新料(合計50万円)の返還、②敷金契約に基づき、敷金10万円から未払賃料4万5000円を控除した5万5000円の返還、③これらに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆建物賃貸借契約を更新する際、1年毎に10万円の更新料を支払う旨の条項が、消費者契約法10条に反し無効であるとして、これを有効とした原判決を取り消した事例	10条: 肯	1年間の契約期間の更新時に、賃料2か月分以上である10万円の更新料を支払う旨の条項が無効であるとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
482	平成21年 8月 7日 東京簡裁 平21(少コ)998号	敷金返還請求本訴事件(通常手続移行)、解約違約金等請求反訴事件	◆未払賃料を控除した後の敷金残額の返還を求めた本訴請求に対して、被告が原状回復費用、解約違約金及び未払賃料の支払を求めて反訴請求した事案	◆原状回復費用につき、通常損耗の場合でも、借主が費用を負担することが明確に合意されているとし、被告のルームクリーニングの費用の請求を認め、中途解約違約金条項については、賃料の1か月分を超える部分については消費者契約法9条1号に反し無効となるとして、賃料1か月分の限度で被告の主張を認めた事例	10条:否 9条1号:肯	本件の中途解約違約金条項は、1年未滿で解約する場合は、賃料2ヶ月分の違約金の支払を義務付けていたところ、一律に無効としなければならぬものではないとして、消費者契約法10条の適用を否定し、賃料1か月分を超える部分については、同法9条1号によって無効とされた。
483	平成21年 7月29日 東京地裁 平20(ワ)32059号	損害賠償請求事件	◆インターネット上のオンラインゲームを利用していた原告が、ゲームを運営している被告から一方的通告により利用を停止されたとして、被告に対し、不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆原告は、原告のゲーム内キャラクターを通じて、不正行為者から不正に作出された高額の小切手を無償で受領したものであり、通常このようなことはあり得ないことに鑑みると、原告は不正行為に加担していたが、そのことを十分認識できたものと認められ、不正行為に關与した場合には利用停止措置をとると定めた利用規約に基づいた被告の措置は、合理的な裁量権の行使であって違法ではないとして、原告の請求が認められなかった事例	10条:否	本件利用規約の有効性については、被告の合理的な裁量の範囲内で措置が行われることを前提とするものであり、有効であるとされた。
484	平成21年 7月28日 東京地裁 平19(ワ)2795号	受信料請求事件[NHK受信料請求訴訟・第一審]	◆原告であるNHKが、被告との各放送受信契約に基づき、被告らに対し、放送受信料の支払を求めた事案	◆原告・被告間の受信料契約が憲法13条後段、19条、21条1項に違反するとはいえず、放送受信規約が消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」とはいえないとして、原告の請求を全部認容した事例	10条:否	放送受信契約の有効性の理由としては、解約を絶対に禁止するものではないこと、予め総務大臣の許可を得ていること、規約の内容が一般に周知されていること等が挙げられた。
485	平成21年 7月24日 東京地裁 平16(ワ)27907号	請負代金本訴請求事件、損害賠償反訴請求事件	◆建築業者である原告が、被告から請け負ったリフォーム工事中にサニールームを紛失したこと等から代替工事を施工することで合意し、本工事及び代替工事を完成するとともに、追加工事を受注し完成したとして、工事代金を請求した(本訴)のに対し、被告が、工事には瑕疵があると主張し損害賠償を求めた(反訴)事案	◆原告社員らの証言から、追加工事中に、本工事及び代替工事と考えられる客観的な範囲を超える工事が含まれていたとしても、原告と被告との間で、追加代金の支払についての合意は成立していないとし、他方、請負契約における瑕疵担保期間は、目的物引渡日から1年間と定められていることから被告の主張する瑕疵の修補に代わる損害賠償請求権の一部は時効により消滅しているが、これを自働債権として相殺することはできるとした事例	10条:外	工事の履行遅滞による損害賠償の額について、「工事請負代金額から工事の出来高部分と検査済の工事材料に対する請負代金相当額を控除した額について年利14.6%とする旨の約定の無効が主張されているが、裁判所の判断では触れられなかった。
486	平成21年 7月23日 京都地裁 平20(ワ)3224号	敷金返還請求事件	◆原告が、被告(貸主)との間のマンション賃貸借契約の締結時に保証金35万円を、契約更新時に更新料特約に基づき更新料11万6000円をそれぞれ支払ったが、本件賃貸借契約の約定中、解約引き特約及び本件更新料特約が消費者契約法10条により無効である旨主張して、敷金契約終了に基づき被告が返還すべき義務があることを自認した5万円を含めた保証金35万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、不当利得返還請求権に基づき、更新料11万6000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆居住用の建物賃貸借契約において、賃借人が更新料を支払う旨規定したいわゆる更新料特約及び同契約終了時に保証金の額から一定の金額を控除して残額を賃借人に返還する旨規定したいわゆる敷引特約が、消費者契約法10条により無効であるとされた事例	10条:肯	保証金35万円のうち30万円を無条件に差し引く本件敷引特約、及び2年間の契約期間の更新時に賃料2か月分を支払わなければならないとする本件更新料特約が、いずれも消費者契約法10条に反し、無効であるとされた。
487	平成21年 7月 2日 京都地裁 平20(ワ)2307号	敷金返還請求事件	◆原告が、被告との間の賃貸借契約に伴い差し入れた保証金につき、被告が本件賃貸借契約に保証金の解約引特約があるとして、保証金を差し引いたことから、本件解約引特約は消費者契約法10条に該当し、無効であるとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、差し引いた保証金等の支払を求めた事案	◆原告は本件特約の存在自体は認識していたと認めるが、本件特約の趣旨について具体的なかつ明確な説明を受けていたとは認められず、本件特約は、信義則に反して賃借人の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に該当し、無効であるとして、原告の請求の一部を認容した事例	10条:肯	賃貸借契約における保証金の解約引特約の有効性が争点となった事案において、情報力に差があること、解約引額は賃料の約4ヶ月分であり、賃借人にとって大きな負担となること等を認定し、消費者契約法10条を適用した。
488	平成21年 6月30日 東京地裁 平19(ワ)20473号	債務不存在確認請求事件(本訴)、貸金請求事件(第1反訴)、貸金請求事件(第2反訴)	◆原告X1、反訴被告X5及びその余の本訴原告らが、いずれも貸金業者である被告らに対し、借入金債務が存在しないことを確認する本訴を提起し、これに対し、第1反訴原告が、原告X1に対し(第1反訴)、第2反訴原告が、反訴被告X5に対し(第2反訴)、それぞれ上記各基本契約に基づく元金及び等の支払を求める反訴を提起した事案	◆反訴被告X5を除く原告らは、本件各取引による債務を負うものというべきであり、本訴原告X4の本訴被告a社に対する訴えは、認定された債務の元金を超える部分の限度で不合法であるとして却下し、同原告のその余の本訴請求及びその余の本訴原告らの本訴請求並びに第2反訴請求をいずれも棄却し、第1反訴請求は理由があるとして、認容した事例	10条:否	金銭消費貸借基本契約における不正使用による損害を借主負担とする特約について、当事者間の利益衡量に基づき合理的に解釈すれば、本件各特約は、公序良俗に反するものでも、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものでもないとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
489	平成21年 6月19日 大阪高裁 平20(ホ)3256号	敷金返還等請求控訴事件	◆控訴人が、被控訴人との間の建物の賃貸借契約における保証金約定に基づき、被控訴人に保証金を交付したが、賃貸契約終了時に保証金から一定額を控除して返還する特約は、消費者契約法10条により無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、被控訴人に対し、控除された保証金等の支払を求めた事案	◆控訴人は、本件賃貸借契約締結に際し、本件特約の存在及び内容を十分告知され、明確に認識していたと認められ、また、本件保証金控除額が、控訴人と被控訴人との衡平を著しく失するほど控訴人に不相当な負担を課すものとは認められないから、本件特約は消費者契約法10条により無効ということではできないとして、控訴を棄却した事例	10条:否	賃貸借契約終了時に保証金から一定額を控除して返還する特約は、消費者の利益を一方的に害するとはいえないとして、消費者契約法10条の適用を否定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
490	平成21年6月4日 名古屋簡裁 平20(少コ)438号	敷金等返還請求事件	◆借主である原告が、貸主である被告に対し、建物賃貸借契約の合意解除又は解約に基づく現状回復請求として、敷金等の支払を求めた事案	◆本件契約は有効に解除されたことを認め、契約条項にある敷金の全額償却については、正当化する合理的な理由が認められず、消費者契約法10条に照らして無効であるとして、被告の敷金返還義務を肯定して、原告の請求を一部認容した事例	10条:肯	賃貸借契約における敷金の全額償却条項について、正当化する合理的な理由が認められないとして、消費者契約法10条の適用を肯定し、当該条項を無効とした。
491	平成21年5月29日 東京地裁 平20(ワ)8345号	建物明渡等請求本訴事件、返還金、損害金等請求反訴事件	◆本訴事件は、建物の賃貸人である原告X1が借借人である被告Y1及び連帯保証人である被告Y2に対し、賃料等の支払を求め、原告X1が当該建物の占有者である被告S商事に対し、賃料相当損害金等の支払を求め、原告X1が被告らに対し、賃料、共益費及び賃料相当損害金の支払を求め、原告らが被告らに対し、被告らの原告らに対する言動が不法行為に当たるとして、不法行為による損害賠償を請求した事案 ◆反訴事件は、被告らが原告らに対し、賃貸借契約の無効、未成立若しくは解除又は原告らの行為が消費者契約法、民法若しくは宅地建物取引業法に違反する不法行為に当たるとを前提として、保証金の返還、不当利得の返還又は不法行為による損害賠償を求めた事案	◆本訴事件については、相殺を一部認めたものの、その他の抗弁については否定して、賃料、賃料相当損害金等の支払を認めたが、不法行為の成立は否定して、原告らの請求を一部認容し、反訴事件については、消費者契約法、民法、宅建業法に基づく損害賠償請求権は認められないとし、その他の金員の支払請求権については相殺により消滅したとして、被告らの反訴請求を棄却した事例	10条:否	消費者契約法10条に違反するといえるような具体的な事情を認めるべき証拠は存在しないとし、また、同条違反が損害賠償請求の根拠となるとはいえないとした。
492	平成21年5月21日 東京地裁 平20(レ)626号	敷金返還請求控訴事件	◆第1審原告が、第1審被告を賃貸人、第1審原告を借借人とする建物賃貸借契約が終了し、第1審被告に建物を明け渡したとして、第1審被告に対し、第1審原告が預託した敷金の返還等を求めた事案	◆建物の賃貸借契約における通常損耗の原状回復を借借人の義務とする旨の特約は明確に合意されていることを要するという前提に立ち、本件においてはハウスクリーニング費用を借借人に負担させる特約は明確に合意されており、また、内装工事費用の一部は通常損耗を超えた特別損耗に対するものと認められるとし、これらの費用を敷金から控除することを認める等して、請求を一部認容した事例	10条:否	賃貸借契約における退去時のハウスクリーニング費用を借借人負担とする特約について、本件建物に約10年間にわたり居住してきたこと、ハウスクリーニング代は1か月間の賃料の半分にも満たないことなどを考慮して、消費者契約法10条の適用を否定した。
493	平成21年5月19日 東京地裁 平20(ワ)7387号	入居金返還請求事件	◆被告の設置運営する有料老人ホームに入居していた原告らが、当該老人ホームに入居した際に支払った一時金の一部を返還しない旨の原告らと被告との合意は、消費者契約法に違反し無効であるなどと主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、上記一時金の返還等を求めた事案	◆入居一時金の償却合意は老人ホームの入居者の入居のための人的物的設備の維持等に係る諸費用の一部を補う目的、意義を有するものと解するのが相当であり、注意的な定めすぎないから、消費者契約法9条1号及び10条の適用要件を欠くとして、原告らの請求を棄却した事例	9条1号:否 10条:否	本件終身利用権金については、その納付後に入居契約が解除され、あるいは失効しても、その性質上被告はその返還義務を負うものではないから、本件終身利用権金の不返還合意は注意的な定めすぎないとした。
494	平成21年5月18日 大阪地裁 平19(ワ)897号	保険金請求事件	◆被告と自動車保険契約を締結していた原告が、被告に対し、自損事故による車両損害を生じたとして、同契約に基づき車両保険金等の請求をした事案	◆保険約款上、道路交通法65条1項の酒気帯び運転又はこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害の免責条項の解釈として、道路交通法の罰則の対象とならない程度の酒気帯び運転も含まれるが、免責条項の文言にかかわらず、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態であったことを要すると解した上で、事故態様(追突)や原告の飲酒状況に照らし、原告が事故当時酒気を帯びアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態であったと認め、原告の請求を全部棄却した事例	10条:否	自動車保険契約における酒気帯びを免責事由とする条項について、消費者契約法10条の適用を否定した。
495	平成21年4月23日 京都地裁 平20(ワ)1079号	契約条項使用差止等請求事件	◆消費者契約法所定の適格消費者団体である原告が、貸金業者である被告の金銭消費貸借契約において、借主が返済期限到来前に貸付金を全額返済する場合に利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨規定した早期完済違約金条項は、消費者契約法10条により無効であるとして、同法12条3項に基づく本件条項を含む契約締結の差止め及び同各条項を含む借用証書の用紙の廃棄を求めた事案	◆本件差止請求に係る訴えは消費者契約法41条1項の要件を満たした適法な訴えであるとした上で、本件条項の一部は、貸付けの内容によっては消費者の義務を加重する場合があり、その場合は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるなどとして、請求を一部認容した事例	10条:肯 41条1項:肯	本件差止請求に係る訴えは法41条1項の要件を満たし適法であるとした。また、金銭消費貸借契約における借主が貸付金の返済期限が到来する前に、貸付金を全額返済する場合に(期限の利益を喪失したことによる返済を除く)、返済時までの期間に応じた利息以外に返済する残元金に対し割合的に算出される金員を貸主に交付する旨を定める契約条項は、消費者契約法10条に違反する場合があるとした。
496	平成21年4月14日 東京地裁 平19(レ)467号	損害賠償等請求控訴事件	◆控訴人が、被控訴人に対して普通預金口座開設の申込みを行った際に、被控訴人が、外国人登録証明書の写しも必要であるとして口座を開設しなかったことは違法であるとして、不法行為に基づく損害賠償を請求したところ、原審で棄却されたため、控訴した事案	◆私企業である金融機関がどのような書類で本人確認を行うかは、各金融機関の裁量に委ねられていること等からして、被控訴人が外国人登録証明書の写しの提出を求め、その提出がなかった場合に口座開設をしなかったことは、違法、不当であるとは認められず、また、本件において、説明義務違反や目的外使用があったと認めるに足る証拠もないこと等から、控訴を棄却した事例	10条:否	被控訴人に対して普通預金口座開設の申込みを行った際に、被控訴人が、外国人登録証明書の写しも必要であるとして口座を開設しなかったことにつき、公序良俗の主張もされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
497	平成21年 3月27日 大津地裁 平20 (ワ)525号	更新料返還等請求事件	◆原告を賃借人、被告を賃貸人とする賃貸借契約を3度にわたり更新し、同契約上の更新料支払条項に基づき更新料を支払った原告が、被告に対し、更新料支払条項は消費者契約法10条または民法90条に反し無効であると主張し、不当利得に基づき、既払いの更新料等の支払いを求めた事案	◆賃貸借期間を2年とする建物賃貸借契約をさらに2年更新する際、賃借人が賃料約2か月分に相当する更新料10万4000円を支払う旨規定した更新料支払条項が、消費者契約法10条に反しないとされた事例	10条:否	賃貸借契約における更新料支払条項について、消費者契約法10条前段の要件は満たすが、消費者の利益を一方的に害するものである事情は認められないとして消費者契約法10条の適用を否定した。
498	平成21年 3月23日 大阪地裁 平20 (ワ)4987号	保険金請求事件	◆傷害特約付き所得補償保険(本件保険1)および災害保障特約付き団体定期保険(本件保険2)の被保険者であった者が「駅」において鉄道車両に轢かれて死亡したことから、本件被保険者の長男である原告が、保険会社である被告らに対し、上記各保険契約に基づく保険金の支払等を求めた事案	◆本件保険1の約款のうち、被保険者が「急激かつ偶発的な外来の事故」により身体に被った障害に対して保険金を支払う旨の規定、及び、本件契約2の約款のうち、被保険者が「不慮の事故」による障害を直接の原因として死亡したときは災害保険を支払う旨の規定は、いずれも信義則違反ないし消費者契約法10条違反が認められないから、無効とはならず、本件死亡が「急激かつ偶発的な外来の事故」ないし「不慮の事故」であることの主張立証責任は原告にあるところ、本件認定事実によれば、本件死亡が、自殺と推認されることから、「急激かつ偶発的な外来の事故」ないし「不慮の事故」によるものと認めることはできないとして、原告の請求を棄却した事例	10条:否	生命保険約款における偶発性を保険金支払要件とする旨の規定について、消費者契約法10条の適用を否定し、偶発性の主張立証責任は原告にあるとした。
499	平成21年 3月18日 東京地裁 平16 (ワ)14877号	請負代金請求事件、損害賠償請求事件	◆原告工務店が、施主である被告らに対し建物建築工事代金等の支払を求め、原告M社が、被告らに対し、建築設計・監理業務委託契約に基づく未払報酬等の支払を求めたのに対し、被告らが、建物には多数の瑕疵があると主張して、設計監理を行った原告M社代表者に対しては不法行為又は設計監理契約の債務不履行に基づき、原告工務店に対しては不法行為又は請負契約の瑕疵担保責任に基づき、損害賠償の支払を求めた事案	◆事前に見積書の提示がなくとも、別途の合意等がない限り、変更前の代金額と変更後の相当工事代金額との差額について代金の支払義務を負い又は代金が減額されることについて黙示の合意があったと認めるのが相当であるとしたが、一部の工事については、事前に見積金額の提示がない以上、代金支払の黙示の合意を認めることはできないとした事例 ◆違約金条項については、工期遅延による消費者である施主の損害の立証の負担を軽減し、具体的な損害の立証がなくても違約金を請求できることにしているから、消費者を一方的に害するものとは解することができず、消費者契約法10条に反しないとした事例 ◆建物の瑕疵の有無については、建物に防水対応が不十分であった箇所、基礎貫通部の止水が必要な箇所があったこと、外壁の断熱材が未施工であったなどが認められるとして、原告工務店には瑕疵修補費用相当額の支払義務があるとし、工事の設計・監理を実際に行った一級建築士には不法行為による賠償責任を負うとした事例	10条:否	建築請負工事における違約金に関する約款の規定について、工期遅延による消費者である施主の損害の立証の負担を軽減し、具体的な損害の立証がなくても違約金を請求できることにしているから、消費者を一方的に害するものとは解することができず、消費者契約法10条の適用を否定した。
500	平成21年 3月11日 東京地裁 平20 (ワ)11088号	建物賃料等請求事件	◆本件建物の所有者であり、かつて、被告に対して本件建物を賃貸していた原告が、被告に対し未払賃料及び畳・ふすまの取替費用等の合計額から敷金を控除した残額の支払を請求した事案	◆被告は、未払賃料額について、賃料減額合意、商事消滅時効、瑕疵部分に応じた減額等を主張したものの、いずれの主張も認められないとし、また、畳・ふすまの取替費用は、賃貸人である原告と賃借人である被告とが折半して負担するという特約であっても、それが公序良俗に違反し、賃借人に一方的に不利益な条項とはいえないから有効であるなどとして、請求を認容した事例	10条:外	原告(個人)は「消費者」に当たらないとして、消費者契約法の適用を否定した。
501	平成21年 3月10日 大阪高裁 平20 (ホ)2700号	敷金返還等請求控訴事件	◆賃貸マンションの賃借人であった控訴人が、賃貸人であった被控訴人に対し、賃貸借契約に付随して締結した定額補修分担金特約が消費者契約法10条により無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、被控訴人に支払った定額補修分担金等の支払を求めた事案	◆本件特約は、賃借人が本来負担しなくてもよい通常損耗部分の原状回復費用の負担を強いるものといわざるをえず、民法の任意規定に比して消費者の義務を加重する特約であり、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるから、本件特約は消費者契約法10条により無効であるとして、控訴人の請求を棄却した原判決を変更し、控訴人の請求を認容した事例	10条:肯	定額補修分担金特約について、通常損耗部分の原状回復費用を賃借人に負担させるものとして、消費者契約法10条を適用して無効とした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
502	平成21年 2月20日 東京簡裁 平20 (少コ)3509号	解約予告不足金請求事件	◆建物の賃貸人である原告が、賃借人である被告Aは賃貸借契約(本件契約)を即時解約したとして、被告A及び本件契約の連帯保証人である被告Bに対し、本件契約の約定に基づき賃料・共益費の6ヶ月分の金員を請求した事案	◆本件契約は、事業者たる原告と一般消費者である被告らとの間の消費者契約に該当する(消費者契約法2条3項)、一般の居住用建物の賃貸借契約であり、解約予告に代えて支払うべき違約金額の設定は、消費者契約法9条1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たると解され、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超えるものは当該を超える部分につき無効となした上で、本件において解約により原告が受けることがある平均的な損害は賃料・共益費の1ヶ月分相当額であり、1ヶ月分を超える違約金額を設定している本件約定は、そのを超える部分について無効と解すべきであるとして、賃料・共益費の1ヶ月分のみ請求を認めた事例	9条1号、2号:肯 10条:否	賃貸借契約において、違約金・遅延損害利率を定める条項について、消費者契約法9条1号・2号を適用して無効とした。解約予告期間に関する条項について、同法10条の適用を否定した。
503	平成21年 2月12日 東京地裁 平20 (シ)514号	賃料増額確認等請求控訴事件	◆地方住宅供給公社法に基づいて設立された特別法人である被控訴人が、控訴人との間で、建物の賃貸借契約を締結していたところ、被控訴人が、借地借家法32条、地方住宅供給公社法施行規則16条に基づき、家賃改定通知書によって賃料増額の意思表示をしたことにより、平成19年4月1日以降の本件建物の賃料が一ヶ月6万8500円に増額されたと主張して、賃料が同日以降一ヶ月6万8500円であることの確認を求めるとともに、一ヶ月当たりの賃料の差額が未払であるとして、未払賃料及び法定利息の合計4万7824円並びにうち未払賃料に対する法定利息の支払を求めた事案	◆一ヶ月6万8500円の賃料は相当であり、控訴人による賃料増額請求は無効とはいえないと判断し、控訴を棄却した事例	4条2項:否 10条:否 3条:否	賃料を改定する際には1か月前までに家賃変更の通知をする旨の規定について消費者契約法10条の適用を否定した。また、説明がなされていたとして、同法4条2項の適用も否定した。
504	平成21年 2月 5日 東京地裁 平20 (フ)4429号	損害賠償請求事件	◆金融取引業者である被告に証拠金を預託して、オンラインシステムで外国為替証拠金取引(FX取引)を行っていた原告が、同システム障害につき被告による顧客保護の適切な措置がなされなかったために預託していた証拠金が減らされ損害を被ったとして、債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案	◆本件FX取引契約にはシステムの誤作動による損害について被告が全損害を賠償する旨の定めはなく、むしろ免責の規定があること、原告もシステムの誤作動によるリスクを一定程度負担していると考えられること、本件システムの誤作動に対する措置として、顧客に対して一定の配慮がなされた措置を被告が講じたことは一定の合理性があると認められることなどからすると、本件誤作動に関する被告の対応について本件契約に違反する事情は窺えないとして、請求を棄却した事例	10条:外 (明記されていないが)	消費者契約法の適用についての主張がなされなかった。
505	平成21年 1月26日 東京地裁 平20 (フ)34403号	建物明渡等請求事件	◆被告に対し建物を賃貸した原告が、賃貸借契約に基づく未払賃料の支払を求めるとともに、賃貸借契約の終了に基づく建物明渡しを求めた事案	◆被告の主張を退け、原告の請求を全部認容した事例	2条:否 10条:外	保証金を年1割償却するとの約定について、消費者契約法10条違反の主張がなされたが、被告は有限会社であるため「消費者」に当たらず、消費者契約法は適用されないとした。
506	平成21年 1月23日 東京地裁 平20 (フ)18518号	リース料請求本訴事件、不当利得返還反訴事件	◆原告が被告との電話機のリース契約を締結していたところ、そのリース料の支払を求めた本訴に対し、被告が、本件リース契約は公序良俗に反して無効である、または、民法及び消費者契約法10条の趣旨に反するとの主張をして、支払済みのリース料の返還を求めた事案	◆本件リース契約は、暴利行為として公序良俗に反するとまではいえないが、被告の本訴答弁書によりクーリングオフ及び債務不履行により解除されたことと解することが、消費者契約法10条等の趣旨に照らして相当であるとして、本訴請求を棄却し、反訴請求を認容した事例	10条:否	契約書全体が無効となるものではないとして消費者契約法10条の適用を否定したが、消費者契約法10条の趣旨に照らして、契約が解除されたものとするのが相当とした。
507	平成21年 1月16日 東京地裁 平20 (フ)29084号	敷金返還等請求事件	◆原告が、被告との間で締結した賃貸借契約(本件契約)の終了に基づき、被告に対し、敷金の返還等を求めたのに対し、被告は、本件契約においては、通常損耗補修特約が合意されていると主張して、被告の敷金返還義務等を争った事案	◆被告の主張を退け、仮に被告が主張する特約があるとしても、このような特約は消費者契約法10条に該当し無効であるとし、原告の請求を全部認容した事例	10条:肯	通常損耗補修特約(通常損耗及び経年変化についての賃借人に原状回復義務を課すもの)について、消費者契約法10条を適用した。
508	平成20年12月26日 東京地裁 平18 (フ)28653号	更新料等請求事件	◆建物を所有する原告が、同建物の一部を賃借している被告に対し、賃貸借契約の更新に伴う更新料の支払及び本件建物の修繕義務に基づく無断設置された看板等の撤去を求めたところ、被告が、法定更新の場合には更新料の支払特約は適用されず、また、看板等は原告の許可を得て設置したものであるなどとして、原告の各主張を争った事案	◆本件特約は、その文言上、法定更新を念頭に置いたものではないから、法定更新である本件には適用されず、また、看板等の撤去についても、被告の無断設置等を認めるに足る証拠はなく、被告が本件建物の修繕義務を負担しなければならない根拠等も不明であるとして、原告の請求を棄却した事例	10条:外	更新料条項は、契約解釈上、法定更新には適用されないとして、消費者契約法の適用について判断しなかった。
509	平成20年12月25日 東京地裁 平20 (シ)430号	建物賃料増額請求控訴事件	◆本件建物の賃貸人の地位を承継した被控訴人が、賃借人である控訴人に対し、賃貸借契約の更新料特約に基づき、更新料2回分の支払を求めたところ、原審が、法定更新の際の更新料1回分についてのみ理由があるとして、請求の一部を認容し、これに対し、控訴人が、控訴を提起した事案	◆本件更新料特約は、法定更新の場合も含めて、更新料を支払う旨の合意をしたと解するのが相当であり、また、借地借家法30条、消費者契約法10条及び民法90条に違反して無効であると認めることはできないとして、控訴を棄却した事例	10条:否	更新料支払条項について、一定の合理性があるとして、消費者契約法10条の適用を否定した。なお、相手方が事業者でないとして、消費者契約法は適用されないとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
510	平成20年12月25日 東京地裁 平19 (ワ)24131号	損害賠償請求事件	◆被告会社を仲介業者としてハワイ州の土地を買い受け、また、被告会社との間で締結した請負予約に基づき同土地の工事申込金を支払った原告が、上記売買に関して被告に不法行為又は債務不履行があったなどと主張して、被告らに対し、損害賠償及び上記申込金の返還を求めた事案	◆(1)仲介業者である被告会社には、売主の売却希望価格が著しく不相当である場合、顧客に対し、土地の実際の価格に関する情報を提供する義務がある。(2)上記請負予約における工事申込金の不返還事項は、消費者契約法10条により無効であるとした上で、損害賠償について3割の過失相殺を認め、原告の請求を一部認容した事例	4条1項、2項：外 10条：肯	請負予約における工事申込金の不返還事項について、消費者契約法10条の適用を認めた。不法行為を認めため、同法4条の適用の有無について判断しなかった。
511	平成20年12月24日 東京地裁 平20 (ワ)18864号	建物明渡請求事件	◆原告と被告両名との間の本件建物の定期賃貸借契約が終了したとして、原告が被告両名に対し、本件建物の明渡しを求めるとともに、被告両名及び本件契約に基づく被告両名の債務を連帯保証した被告Y3に対し、本件契約に基づく明渡遅延使用料及びこれに対する約定滞延損害金の支払を求めた事案	◆本件契約は平成20年12月12日に終了するとして、原告の主張のうち、建物明渡請求、賃料等の請求の一部を認容し、被告らによる消費者契約法違反の主張は認めなかった事例	9条1号：否 10条：否	賃貸借契約における明渡遅延使用料の支払義務を定める条項について、違約金を定める条項ではないとして消費者契約法9条1号の適用を否定し、被告らの利益を一方向的に害するものといえないとして、同法10条の適用を否定した。
512	平成20年12月4日 横浜地裁 平20 (ワ)721号	生命保険契約存在確認請求事件〔保険滞納訴訟・第一審〕	◆保険会社である被告との間で、医療保険契約及び生命保険契約を締結した保険契約者兼被保険者である原告が、保険料の支払猶予期間内に保険料の払込みがない場合に保険契約が失効する旨の本件各契約所定の保険約款は、公序良俗、信義則に反し、又は、消費者契約法10条に該当し無効であるなどとして、原被告間における本件各契約の存在確認を求めた事案	◆本件では、本件約款により保険契約の失効という保険契約者にとって重大な不利益が生じること、本件約款が保険者側の利益に配慮して定められたものであることなどの原告主張の事実などを考慮しても、本件約款が公序良俗、信義則に反し、又は、消費者契約法10条に該当し無効であるとはいえないなどとして、原告の請求を棄却した事例	10条：否	保険料未納の場合に失効する旨の保険約款について、契約を簡単には失効させずに存続させるように一定程度の配慮がなされていること等に鑑み、契約失効までの払込みの猶予期間が1か月であったとしても、消費者契約法10条によって無効となるものではないとした。
513	平成20年11月28日 大阪高裁 平20 (ホ)1597号	定額補修分担金・更新料返還請求控訴事件	◆控訴人との間で賃貸マンションの賃貸借契約とともに、それに付随して定額補修分担金特約を締結した被控訴人が、控訴人に対し、本件補修分担金特約は消費者契約法10条等により無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、上記特約に基づいて支払った定額補修分担金等の支払を求めた事案	◆本件補修分担金特約は賃借人が本来負担しなくてもよい通常損耗部分の原状回復費用の負担を強いるものといわざるをえず、民法の任意規定に比して消費者の義務を加重する特約というべきであるから、消費者契約法10条により無効であり、被控訴人の定額補修分担金に係る請求を認容した原判決は相当であるとして、控訴を棄却した事例	10条：肯	賃貸借契約における保証金について、民法の規定よりも広範に賃借人に負担させる保証分担金特約に関し、金額、内容等に照らして消費者契約法10条違反とした。
514	平成20年11月27日 東京簡裁 平20 (少エ)25号	敷金返還請求事件	◆マンションの賃借人であった原告が賃貸人であった被告に対し、少額訴訟手続により敷金の返還を求め、東京簡裁は少額訴訟判決を言い渡したところ、被告は同判決には手続に違法があるとして、同簡裁に異議を申し立て、通常手続への移行を求めた事案	◆本件少額訴訟の第一回口頭弁論期日において、裁判官が少額訴訟手続についての説明をし、それに対し被告から、少額訴訟手続は希望しない旨の意思表示もなく、通常訴訟手続へ移行する旨の申述がなかったため、少額訴訟手続で審理・裁判されたのであり、手続が違法であるとする被告の主張は当を得ないとし、また、少額訴訟における異議審は少額訴訟の手続の特質を斟酌しつつ進められる最終審であり、民法379条2項が同373条3項4号を準用していないことから、異議審においては、原則として通常手続への移行決定はできないなどとし、他に未払賃料の遅延利息や原状回復費用などを検討して、上記少額訴訟判決を変更した事例	10条：肯	賃借人から賃貸人に対する敷金返還請求に付随して消費者契約法との関係では遅延利率に係る条項の消費者契約法10条該当性が争われた事案において、裁判所は、年率73%の遅延利息について、消費者契約法10条違反であり、法定利率を超える部分は無効とした。
515	平成20年11月26日 京都地裁 平20 (ワ)2089号	敷金返還等請求事件	◆被告からマンション等を賃借していた原告が、マンションの賃借に当たり差し入れた敷金ないし保証金の一部を退去時に控除するいわゆる敷引き特約は消費者契約法10条に違反すると主張して、控除額等の支払を求めた事案	◆本件賃貸借契約では、原状回復費用が家賃に含まれない旨の規定があることに加え、本件特約の定額控除は、実質は、原状回復分についての賃借人の負担額を定めたものすぎないこと、誓約書等において借主の負担となるものが詳細に区分されており、原告は契約締結前にこれらの点について説明を受けていると解されること、その他、原告が支払うべき賃料の額や控除される保証額等にかんがみれば、本件特約が消費者契約法10条に反するとはいえないなどとして、原告の請求を棄却した事例	10条：否	敷引特約の消費者契約法10条該当性が争われた事案において、金額、契約時の説明、賃料額等の要素にかんがみ、消費者契約法10条に反するとは言えないとした。
516	平成20年11月19日 東京簡裁 平20 (ハ)5970号	敷金返還請求事件	◆有限会社である原告が不動産を営営する被告から被告所有のビル7階を事務所として賃借していたところ、原告が中途解約して賃貸借契約を終了し、事務所を明け渡したとして被告に交付していた敷金の返還及を求めたのに対し、被告が、賃貸借契約時に締結した借主解約特約と償却特約により、敷金から控除すべき解約金、償却費等があるとして争った事案	◆本件各特約はそれぞれ目的を異にして約定されたものであるから、本件において本件各特約の両方を適用して、本件敷金から控除される合計額が本件賃貸借契約の賃料7か月分相当額に達したとしても、これをもって暴利行為であるとまではいえず、借地借家法の精神や公序良俗に反して無効にはならず、本件敷金から上記合計額を控除することが権利の濫用には当たらないとし、敷金から解約金や償却費等を控除して、原告の請求を一部認容した事例	10条：否	賃借人の敷金返還請求に対して控除額が争われた事案において、賃借人側は、法人であるが、敷引特約を消費者契約法10条により無効とする裁判例の考え方により、控除額に関する定めを無効と解するべきとしたのに対し、裁判所が、消費者契約法は適用されず、借地借家法の精神に基づいても暴利行為とはいえないとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
517	平成20年10月21日 広島地裁 平19 (ワ)599号	家屋明渡等 請求事件	◆原告が、被告に対して市営住宅の使用許可の取消しに基づいて、当該建物の明渡し及び損害金の支払を求めた事案	◆市営住宅の利用関係が私法上の建物賃貸借契約とは異なり地方自治法及びこれによって委任を受けた条例によって画されることは当該利用をしようとする者にとっては自明のことであり、その者は、以後の条例等の改定による利用関係の変更をあらかじめ承諾しているものと解すべきであり、かつ、条例改定による本件排除規定の新設は、旧条例の規定を具体化したものと評価でき、本件排除規定が本件契約当事者にとって想定した範囲を超えるものであったと解することもできない等として、請求を認容した事例	10条:否	地方自治体が暴力団構成員に対して使用許可の取り消しに基づき市営住宅からの退去を求めた事案において、被告側は、同居者を定めるにあたり市長の承認を得なければならぬ規定が消費者契約法10条に違反すると主張したが、特段理由を示さず当該主張を退けた。
518	平成20年 9月30日 京都地裁 平20 (シ)4号	礼金返還請求 控訴事件	◆賃借人が、賃貸人との間で締結した賃貸借契約に基づいて、賃貸人に礼金18万円を交付したが、同賃貸借契約には、賃貸借契約終了時に礼金を返還しない旨の約定が付されており、賃貸人から礼金18万円が返還されなかったことから、この礼金を返還しない旨の約定が消費者契約法10条により全部無効であるとして、賃貸人に対し、不当利得に基づき、礼金18万円及び遅延損害金の支払を求めた事案	◆本件礼金約定が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるような事情は認められないとして、消費者契約法10条後段には該当せず、賃借人の主張には理由がないとして請求を認めなかった事例	10条:否	礼金不返還条項について、賃料を前払いとしている点で消費者契約法10条前段には該当するが、金額、契約締結の経緯、自然損耗についても賃料の前払いとしての礼金によって回収していること等に鑑み、消費者契約法10条後段には該当しないと判断した。
519	平成20年 7月24日 京都地裁 平19 (ワ)3565号	定額補修分 担金返還請求 事件	◆被告から建物を賃借していた原告が、賃貸借契約中の定額補修分担金の特約は消費者契約法10条により無効であるとして、被告に対し、支払済みの定額補修分担金等の支払いを求めた事案	◆本件特約は、賃借人に対して賃貸借契約締結の時点で本件分担金を支払わせ、本件分担金は一律に定められており、退去時に経過損失は生じているがその回復費用の金額は本件分担金の額に達しない場合、結果的には賃借人に回復義務のない通常損耗の回復費用を負担させたのと同じ結果になること等から、本件特約は、民法の規定による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものであり、消費者契約法10条により無効であるとして、原告の請求を認容した事例	10条:肯	賃借人が、定額補修分担金特約について消費者契約法10条に反し無効であると主張した事案において、民法と比較して賃借人の義務を加重するものであり、かつ、賃貸借時に支払うことになるものであること、経過損失の場合に支払う必要のない金員を支払う結果となること、賃借人に交渉の余地がないこと等に鑑み、10条により当該特約は無効となることとした。
520	平成20年 6月25日 大阪地裁 平17 (ワ)490号	保険金請求 事件	◆自動車T字路角の建物の壁等に接触し、運転者が死亡した自損事故につき、相続人である原告らが、被告保険会社との間の傷害保険、総合自動車保険の保険金受取人として、被告らに対し、保険金等の支払を求めたところ、被告らが、本件死亡につき、保険契約所定の急激かつ偶然な外来の事故によるものではないとして争った事案	◆認定事実によれば、運転者は、本件事故の直前に心臓肥大に起因する虚血性心疾患(致死性不整脈)を発症した後、本件事故を起こした可能性が高く、また、当該虚血性心疾患の結果、本件事故による外傷の有無にかかわらず死亡に至っていた蓋然性が高いと推認できる一方、原告らは、外来の事故によって被害者が死亡したという保険金支払事由該当性を証明できていないとして、請求を棄却した事例	10条:否	交通事故に係る相続人側からの保険金支払い請求に際し、相続人側から、外来性の要件について保険金請求者側に主張立証責任を課する約款の内容は消費者契約法10条違反との主張がなされたが、そもそも前提となる私法上の法律関係はないし、立証責任は訴訟手続き上の規範であり実体法上の規範ではないため、実体上消費者の権利を制限しているとも認められないとした。
521	平成20年 4月30日 京都地裁 平19 (ワ)2242号	定額補修分 担金・更新料 返還請求事 件	◆原告を賃借人とし被告を賃貸人とするマンションの賃貸借契約が締結され、これに付随して定額補修分担金特約が締結され、原告が同特約に基づいて16万円を支払ったところ、同特約は消費者契約法10条により無効であるとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき金員の返還を請求した事案	◆同特約は消費者たる原告が賃料の支払という態様の中で負担する通常損耗部分の回復費用以外に本来負担しなくてもいい通常損耗部分の回復費用の負担を強いるものであり、民法が規定する場合に比して消費者の義務を加重しているといえ、また、本件特約に基づいて原告に対し分担金の負担をさせることは信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえることから消費者契約法10条に該当し無効であるとして、請求が一部認容された事例	10条:肯	賃貸借契約に関する定額補修分担金特約の消費者契約法10条該当性について、本来負担しない通常損耗分について賃借人に負担させていること及び金額を一方的に決定しており、額も月額賃料の2.5倍と高額であること等に鑑みて10条該当性を認めた。
522	平成20年 3月28日 名古屋地裁 平17 (ワ)1243号	損害賠償請求 事件〔「ヤ フーオーク ション」詐欺 訴訟・第一 審〕	◆原告らが、被告の提供するインターネットオークションサービスを利用して、商品を落札し、その代金を支払ったにもかかわらず、商品の提供を受けられないという詐欺被害にあったことから、被告に対して、債務不履行及び不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆被告には上記サービスの利用者に対し、詐欺等の被害防止に向けた注意喚起を時宜に即して行う利用契約における信義則上の義務があるが、被告は、利用者間のトラブル事例等を紹介するページを設けるなど、詐欺被害防止に向けた注意喚起を実施・拡充してきており、時宜に即して、相応の注意喚起措置をとっていたものと認めるのが相当であるなどとして請求を棄却した事例	8条1項1号: 外 10条:外	ヤフーオークションにおける利用者からヤフーに対する約款の不備等を理由とした債務不履行又は不法行為に基づく損害請求において、免責を定めるヤフー側のガイドラインについて、原告が消費者契約法8条1項1号ないし10条違反を主張したが、裁判所はそもそもヤフーに義務違反は認められないとして当該主張に係る判断は行わなかった。
523	平成20年 3月28日 福岡高裁 平19 (ホ)202号	手付金返還 (本訴)、損害 賠償(反 訴)請求控訴 事件	◆マンションの一室を被控訴人から購入した控訴人が被控訴人に対して理由のない契約解除により履行不能になったとして売買契約に基づく違約金の支払を求め、被控訴人が控訴人に対して代金不払による違約金の反訴請求をした事案	◆代金不払による解除を認め、違約金として認められる額を信義則上制限して反訴請求を一部認容した事例	9条1号:否 10条:否	建物の売買契約に係る違約金条項について、代金を支払わなかった購入者が消費者契約法9条1号及び10条違反を主張したところ、裁判所は、違約金の額については宅建業法38条に規定があるため、消費者契約法11条2項に従い、消費者契約法は適用されないと判断した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
524	平成20年1月31日 東京地裁 平19 (ワ)6208号	履修料返還 請求事件	◆履修料等を納付するなどして、被告大学の科目等履修生となった原告が、講座を三回受講した後、履修契約の解除を主張して被告大学に履修料の返還を求めたところ、被告大学が、履修料不返還特約の成立を主張して争った事案	◆同不返還特約は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予約又は違約金の定める性質を有し、その目的、意義からして合理性を否定できず、履修料の額に、解除に伴い被告大学に生ずべき平均的な損害を超える部分は存しないとして、消費者契約法9条1項、10条の適用を認めず、原告の請求を棄却した事例	9条1号:否 10条:否	大学の科目等履修生である原告が被告大学に対して履修契約の解除及び履修料の返還を主張し、大学側が不返還特約の成立を主張したのに対し、当該特約が消費者契約法9条1号及び10条に反する旨原告側が主張した事案において、特約に定められた違約金の額は平均的損害の額を超えず、同法10条にも反しないとして原告の主張を退けた。
525	平成20年1月30日 京都地裁 平19 (ワ)1793号	更新料返還 等請求事件 〔賃貸マン ション更新料 訴訟・第一 審〕	◆被告との間で賃貸借契約を締結した原告が、賃貸借契約における更新料支払の約定は民法90条又は消費者契約法10条に反し無効であると主張し、不当利得に基づき、過去に支払った更新料の返還を求めた事案	◆更新料支払の約定は、更新料が賃料の前払いとしての性質を有しているところ、その金額等に照らし、直ちに相当性を欠くまでいえることはできないから、民法90条により無効とはいえないとし、また、同約定は、消費者契約法10条前段の定める要件を満たすが、金額が過大なものではないことなどから、同条後段の要件を満たさないため同条により無効であるということとはできず、更新料支払の約定が無効であることを前提とする原告の不当利得返還請求には理由がないとして、請求が棄却された事例	10条:否	賃借人からの賃貸借契約における更新料の特約に係る消費者契約法10条違反の主張に対し、更新料の金額、早期に解約ができること、説明を受けており不測の損害をもたらすものではないこと等の事実より同法10条違反を認めなかった。
526	平成20年1月7日 広島高裁 平19 (ラ)204号	移送決定に 対する即時 抗告事件	◆貸金業者である相手方を被告として原告人が提起した不当利得返還請求事件において、相手方が移送申立てをしたところ、原決定は、原告人と相手方との間の金銭消費貸借契約において合意により小倉簡易裁判所を管轄と定めたことを理由として、移送を決定したことから、原告人が、即時抗告した事案	◆専属的合意管轄のある裁判所と異なる裁判所に訴えが提起された場合であっても、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があると認めるときには、民事訴訟法16条2項及び17条の趣旨を類推し、当該訴訟を移送しないことも許されるところ、本件については、原告人の住所地を管轄する裁判所において審理することが当事者間の衡平に適うというべきであるとして、原決定を取り消した上、相手方の移送申立てを却下した事例	10条:外	専属的管轄の合意が消費者契約法10条に反し無効であるとの主張がされたが、決定ではこの点には触れず、当事者間の衡平の観点から判断がなされた。
527	平成19年11月27日 東京地裁 平19 (ワ)14065号	立替金反訴 請求事件	◆原告クレジットカード会社が、立替払契約を締結した被告に対し、同契約に伴い被告の長女に交付した家族カードを本人がホストクラブの支払いに使用したことから、その立替払金を請求した事案	◆ホストクラブの饗応契約は長女とホストクラブとの間の契約で、原告に対して未成年者取消しを主張することはできず、長女が未成年者であることは規約所定の支払停止事由に当たらず、客の委託に基づき第三者が民法174条4号所定の営業者に立替払した場合には立替金債権に短期消滅時効の適用はなく、饗応契約に係る抗弁を立替払契約に接続させる理由もないなどとして、被告の抗弁が全て排斥され、原告の請求が認められた事例	10条:否	規約所定の支払停止事由が限定されていることについて、何の説明もなかったため、消費者契約法10条に反し無効であるとの主張がされたが、排斥された。
528	平成19年11月22日 大阪地裁堺支部 平19(モ)172号	移送申立事 件	◆過払金返還請求訴訟を提起した相手方(原告)に対し、貸金業者である申立人(被告)が、本件金銭消費貸借契約には訴訟行為につき姫路簡裁を専属的合意管轄裁判所とする条項があるとして、本件訴訟の移送を申し立てた事案	◆本件条項によれば本件訴訟についても姫路簡裁が専属的合意管轄となるもの、相手方が現在無職の個人で経済的に余裕がない一方、大手金融業者である申立人は、相当の経済力がある上、大阪市内に法務部を設置するなど訴訟への態勢も充実していることなどの事情にかんがみると、本件訴訟を姫路簡裁で審理することは訴訟の著しい遅滞を招き、当事者の衡平を図るためには本件訴訟を当庁(大阪地裁堺支部)において審理するのが相当であるとして、本件移送申立てを却下した事例	10条:否	本件条項を貸金返還請求訴訟や保証債務履行請求訴訟だけでなく、本件のような過払金返還請求訴訟に適用しても、社会的弱者である消費者の権利を制約し、不当な不利益を与えたりするものとはいえないとして、消費者契約法10条に反しないとされた。
529	平成19年11月7日 大阪地裁 平17 (ワ)5265号	損害賠償等 請求事件	◆被告の運営する痴呆対応型共同生活介護施設に入居していた原告(事故当時86歳)が、入居中にベッドから転落して負傷したとして、被告に対し、債務不履行等に基づく損害賠償等を求めた事案	◆本件痴呆対応型共同生活介護利用契約の規定からすれば、被告は介護事業者として、利用者の生命、身体に危険の及ばないように、事故防止のために必要な措置を尽くすべき安全配慮義務を負っているところ、原告がベッドから転落する事故を起こした以後、被告が転落防止措置を採った形跡がうかがえないなどの本件事項の下では、被告は安全配慮義務等を履行していなかったと評せざるを得ないとして、被告の債務不履行責任を認めた事例 ◆痴呆対応型共同生活介護施設に入居していた認知症の高齢者が、入居中にベッドから転落して負傷した事故により後遺障害等級10級に該当する後遺障害を負ったことにつき、5割の要因減額が認められた事例	10条:一部 肯	契約の内容、目的物の性質、金額の多寡、その交付された趣旨、契約存続期間の程度、終了に至った経緯、その他当事者の公平など諸般の事情を考慮し、敷引分の4分の1程度である10万円のみを敷引を認めるのが相当であるとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
530	平成19年10月5日 東京地裁 平18(ワ)20708号	株券引渡請求事件	◆第三者のために株式7万株(以下「本件株式」という。)を被告に差し入れた原告が、被告に対し、主目的には、本件株式の返還を求め、予備的には、5000万円の支払をするのと引き換えに本件株式の返還を求め、さらに、予備的に7000万円の支払をするのと引き換えに本件株式の返還を求めた事案	◆原告の請求に対し、被告は、根担保契約に基づき株式の交付を受けたと主張したところ、原告は、根担保契約の不成立、消費者契約法10条による無効、及び同法4条2項に基づく取消を主張したが、原告の主張はいずれも認められず、原告の請求が棄却された事例	10条:否 4条2項:否	消費者契約法10条については、原告が「消費者」に当たらないとした。同法4条2項については、被告に不利益事実の不告知の事実はないとした。
531	平成19年9月21日 東京地裁 平19(ワ)6004号	建物明渡請求事件	◆原告が、被告に対し、被告の賃料不払を理由に本件建物の賃貸借契約を解除したとして、賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求権により本件建物の明渡しを、賃貸借契約に基づく賃料支払請求権により、滞納賃料及び滞納共益費並びにこれらに対する遅延損害金の支払を、履行遅滞に基づく損害賠償請求権により、明渡し済みまでの使用相当損害金の支払を求めたのに対し、被告が、破産免責及び消費者契約法違反の抗弁を主張した事案	◆本件建物の明渡し及び破産手続廃止までの債権については免責の対象となるとして破産手続廃止の翌日からの賃料相当損害金の請求を認めた事例	9条1号:外 10条:外	被告は、賃料の2倍の割合による損害金条項につき、消費者契約法9条1号又は10条により無効であると主張したが、本件賃貸借契約の締結は、消費者契約法の施行前であり、同法の適用はないとされた。また、当該条項については、相場より安く賃料が設定されている等の事情を考慮し、公序良俗に反するものでもないとした。
532	平成19年8月27日 東京地裁 平19(ワ)12789号	保険返戻金請求事件	◆相続財産たる被相続人が生前に加入していた総合保険契約の満期返戻金につき、共同相続人の一部である原告らが法定相続分によって分割された金額の支払を求めた事案	◆当該債権は可分債権であることから法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて具体的かつ確定的に権利を取得すると解し、被告保険会社が求める相続人全員の同意が必要となるような書類についても合理的な理由に基づくものとは認め難いとして排斥した上で、共同相続人の一部である原告らの被告保険会社への法定相続分によって分割された金額の支払請求を全部認容した事例	10条:外	被告保険会社が相続人全員の同意が必要となるような書類を求めることは合理的な理由に基づくものではなく、原告らは当該条項に拘束されるべきではないとし、消費者契約法については判断していない。
533	平成19年7月25日 東京地裁 平18(ワ)21381号	報酬金請求事件、着手金返還請求事件	◆税理士である原告に相続した遺産の相続対策業務を委任した後、業務遂行に不信感を抱いて契約を解除した被告に対し、原告が契約に基づく報酬を請求したところ(第1事件)、被告が原告に契約解除に基づく原状回復請求として着手金の返還を求めた事案(第2事件)	◆原告が作成したシミュレーションの内容等は安直で、契約の主目的・内容に沿うものではない上、契約上の報酬金の定めも民法648条3項より消費者の義務を加重するもので、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するから消費者契約法10条により無効であり、原告が請求できる報酬の額は着手金として支払われた額の限度でのみ認められるとして、原告・被告の請求をいずれも棄却した事例	10条:肯	着手金の返還は認めなかったが、着手金を控除した残額については、本件報酬約定が消費者契約法10条により無効であることを理由として、支払義務はないとした。
534	平成19年6月1日 さいたま地裁 平19(レ)8号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人らの息子が、控訴人らのクレジットカードを無断で使用し、その料金が口座から引き落とされたことについて、控訴人らが、出会い系サイトのクレジット決済代行機関である被控訴人に対し、主目的に、被控訴人の本人確認義務違反等の不法行為に基づく損害賠償請求として、予備的に、被控訴人に対する不当利得返還請求として、引き落とされた金額等の支払をそれぞれ求めた事案	◆カードが有効に認証された本件においては、本人確認を行うべき合理的な疑いがあるとはいえず、クレジットカード決済代行業者が、家族等によるカードの不正利用を知りながら、カード会社に対して代金の引落し指示を行ったことには違法性がないとした事例	10条:否	各カード会社の会員規約における、カードの紛失・盗難の場合には、速やかに警察及び各カード会社に届出をすれば、原則として、カードの不正利用により発生した各カード名義人の損害を填補するが、不正利用がカード名義人の家族・同居人による場合には、カード名義人の損害は填補されない旨の規定が消費者契約法10条に反し無効であるとの主張がなされたが、当該規定には合理性があるとして、主張が排斥された。
535	平成19年5月23日 東京地裁 平18(ワ)17599号	工事代金請求事件	◆住宅リフォーム工事請負業等を目的とする株式会社である原告が、被告から本件建物のリフォーム工事を請け負ってこれを完了し、工事代金を最終的に400万円とすることで合意したものの、被告は250万円を支払ったのみで、残代金の支払をしないとして、原告が被告に対し、当該残代金の支払を請求したのに対し、原告には消費者契約法等の違反があり、その違法行為により、被告に合計1475万円の損害が生じたとして、被告が原告に対し、上記工事代金債権と損害賠償請求権とを対当額で相殺するとの意思表示をした事案	◆原告が、本件リフォーム工事を平成17年12月27日までに終了すると確約したのに平成18年3月7日に終了したというだけでは、被告に対して重要事項について事実と異なることを告げたことを意味しないなどとし、さらに、被告が主張するその他の原告の違法行為についても全て理由がないとして、原告の請求を全部認容した事例	4条:否 10条:否	被告は、原告が本件確認合意で約定された工事を平成17年12月27日までに終了すると確約したのに平成18年3月7日に終了したことが被告に対して重要事項について事実と異なることを告げたことを意味する点、被告の代金の支払が遅延した場合の遅延損害金のみの定め、原告の工事を完了が遅延した場合の遅延損害金を定めていないという点で消費者契約法に違反すると主張したが、いずれも消費者契約法には違反しないとして排斥された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
536	平成19年4月27日 大阪高裁 平18 (ネ)2971号	預託金返還等請求控訴事件	◆被控訴人会社との間で外国為替証拠金取引をし、被控訴人会社に対して預託金返還請求権を有していた控訴人(消費者)が、被控訴人会社の担当者である被控訴人Yの勧めに従って締結された預託金返還請求権を放棄する旨の和解契約につき、当該和解契約の無効または取消しを主張し、被控訴人会社に対し預託金残額の返還を請求する等の訴訟を提起したところ、原審が請求を棄却したため控訴人が控訴した事案	◆本件和解契約の際に、Yは、被控訴人会社に対する行政処分、倒産、預託金の返還不能といった将来における変動が不確実な事項につき、消費者契約法所定の「断定的判断」を提供したと認められるから、控訴人による被控訴人会社に対する本件和解契約の取消しの意思表示は効力があるというべきであるとして、原判決を一部取り消し、被控訴人会社に対する請求を認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 肯 10条:外	被控訴人会社は、恐らく六か月ぐらいの営業停止になり、そうなると会社がつぶれ、本件預託金はほとんど戻ってこない、戻ってこないお金よりも、財務局の結果が出る前の今なら一〇〇万円は確実に返すことができるなどと述べて、控訴人に対し、控訴人がその場で本件預託金のうち一〇〇万円の支払を受け、残金の返還請求権を放棄する旨を記載した和解合意書に署名しなければ、本件預託金はほとんど戻ってこない旨申し向け、断定的判断を提供したと認定したが、不法行為の成立は否定した。
537	平成19年4月20日 京都地裁 平18 (レ)79号	敷金返還請求控訴事件	◆賃借人である控訴人が、賃貸人である被控訴人が敷引特約に基づいて敷金の一部しか返還しなかったことから、敷引特約が消費者契約法10条により全部無効であるとして、被控訴人に対し、敷金残金の返還を求めた事案	◆賃貸借契約において、賃借人が賃料以外の金銭の支払を負担することは法律上予定されておらず、賃料によって回収されている自然損耗についての必要費を敷引特約により更に回収することは、賃借人に二重の負担を課し、関西地区においては、敷引特約がなされない賃貸物件を選択すればよいとは当然にはいえない状況にあり、本件敷引特約は敷金の85%を超える金額を控除するものであることから、本件敷引特約は無効であるとされた事例	10条:肯	本件敷引特約は、敷金の85%以上の金額を控除するもので、大きな負担を強いるものであるとして、特約全体が無効であるとされた。
538	平成19年3月30日 大阪地裁 平18 (レ)196号	損害賠償請求控訴事件、損害賠償請求附帯控訴事件	◆被控訴人から建物を賃借していた控訴人が被控訴人に対して被控訴人代表者が無断で賃借建物に立ち入ったとして賃貸借契約を解除し賃料等を控除した保証金残額の支払い及び慰謝料を求めた事案	◆信頼関係破壊による解除は認められないとしたものの、無断立入りは債務不履行又は不法行為に当たるとし、敷引特約適用外の分とあわせて控訴人の保証金返還請求権を一部認容した事例 ◆賃貸人代表者による賃貸目的建物への無断立入りが賃借人に対する債務不履行に当たるものの、賃借人による契約解除はできないとされた事例 ◆建物賃貸借契約の終了時に敷金の一部を賃借人に返還しない旨の合意(敷引特約)に消費者契約法10条に反する部分があり、一部無効であるとして、賃借人の賃貸業者に対する敷金返還請求が一部認容された事例	10条:肯	家賃を5000円下げる代わりに、保証金40万円のうち30万円を差し引く敷引特約の有効性について争われたところ、敷引金のうち25万円の部分は消費者契約法10条に反し無効であるとした。
539	平成19年3月27日 東京地裁 平18 (ワ)11699号	リース料請求事件	◆原告が、被告Y1に対し、3つのリース契約に基づき、リース料及び期限の利益喪失後の遅延損害金の支払を求め、被告Y2に対し、後2者の契約の連帯保証を行ったことに基づき、連帯保証債務履行を求めた事案	◆本件各リース契約は、被告Y1の営業のために締結されたものであると認められるから、特定商取引法の適用はなく、また、消費者契約法2条1号のいわゆる事業者たる個人には、自らの事業の業務に使用する目的で契約を締結する者も含まれることは当然であり、被告Y1は事業者たる個人に該当するから、本件各リース契約に同法の適用はないとして、本件リース契約の特定商取引法あるいは消費者契約法違反をいう被告らの主張を排斥し、原告の請求を認容した事例	2条:否 10条:外	被告Y1は、事業者たる個人に該当するため、消費者契約法の適用はないとされた。
540	平成19年3月26日 東京地裁 平18 (ワ)14105号	違約金等請求事件	◆原告が、被告との企画旅行契約に基づき海外旅行を行ったところ、高潮による海面水位の上昇により当初予約したホテルに宿泊できなくなったことから、宿泊等のサービスを受けられなくなったことにより払い戻されるべき代金等の支払を求めた事案	◆被告の定めた標準旅行約款に照らすと、宿泊サービスにおいても、天変地変、宿泊機関等のサービスの提供の中止といった事由で旅行内容の変更が生じたときには、その範囲内において被告は旅行者に対しサービスを受けられなかった部分にかかる金額を払い戻すべきことになるといふべきであるとして、避難ホテル・代替ホテルに変更されたことによるサービスの減額分の支払を命じた事例	具体的な条文の指摘はなし おそらく10条:否	本件契約上、変更されたサービスの減額分の払戻が可能であるため、被告が本件ホテル(当初予定されていたホテル)の宿泊サービスを行う義務を原告に対して負担しないことが直ちに消費者契約法に反するとはいえないとされた。
541	平成19年3月23日 名古屋地裁 平17 (ワ)4665号	入学金返還請求事件	◆原告が、被告大学院への入学に関する意思表示に錯誤があったなどとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき入学金の返還等を求めた事案	◆公立大学と学生との在学に関する法律関係を公法上の無名契約と解した上で、公立大学における入学許可の後、入学金を納付する行為は、在学の予約であり、その意思表示には錯誤等民法上の意思表示に関する規定が準用されるとし、原告の錯誤の主張を認め、被告に入学金の返還を命じた事例	4条1項、2項:外 8条1項1号、5号:外 10条:外	錯誤無効の主張を認めたため、消費者契約法に関する判断はされなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
542	平成19年3月23日 高松高裁 平18 (ホ)241号	貸金等請求 控訴、不当 利得返還反 訴請求事件	◆貸金業者である被控訴人との間で継続的金銭消費貸借取引又は連帯保証契約の締結をしてきた控訴人らに対し、被控訴人が貸金返還請求及び連帯保証履行請求を行ったところ、原審で認容されたことから、控訴人がその取消しを求めて控訴するとともに、過払金の発生を主張してその返還等を求めた事案	◆約定の期日に利息はおろか元本の弁済をしなかった控訴人は期限の利益を喪失したと認められるが、支払期日に遅れつつも定期的に弁済をし、それを被控訴人が受領してきたなどの本件事情の下では、被控訴人が後に遡って期限の利益の喪失を主張することは従前の態度と相反する行動といえる上、利息制限法を潜脱することを意図するものであって信義則に反し許されないなどとして、本件取引につき計算し直した結果、過払金の発生を認めた事例	10条:外	本件各貸付けの約定のうち、支払を怠ったときは通知、催告なくして当然に期限の利益を失い、残債務及び残元本に対する遅延損害金を即時に支払うとの部分が消費者契約法10条に反し、無効であるとの主張がなされたが、期限の利益喪失の主張は、信義に反するとされたため、消費者契約法10条については判断されなかった。
543	平成19年3月19日 東京地裁 平18 (フ)5718号	敷金返還請 求事件	◆被告が原告に対して賃貸していた建物について、原告が敷金の返還を求めたのに対し、被告が、原告は特約に基づいて通常損耗の原状回復義務を負うとして、原状回復費用の控除等を主張して争った事案	◆通常損耗補修特約の合意が成立したとはいえないとして、原状回復費用の一部についてのみ控除を認め、原告の請求を一部認容した事例	2条:否 10条:外	原告は株式会社であり、消費者契約法が適用される余地はないとされた。
544	平成19年2月28日 東京地裁 平18 (フ)9653号	立替金等請 求事件	◆原告が、被告と訴外会社の売買契約の代金を立替払いしとして、立替払契約に基づく分割支払金を請求した事案	◆本件立替払契約は支払回数3回未満と認められるから、支払回数が3回未満の場合は支払の停止ができない旨の本件立替払契約の条項により、被告は訴外会社に対する抗弁を原告に対抗できず、また、同様の理由により、本件立替払契約は割賦販売法30条の4(イ)「割賦販売」に該当せず、被告が同条を根拠として訴外会社に対する抗弁を原告に対抗することもできないなどとして、請求を認容した事例	10条:否	立替払い契約における抗弁切断条項について、立替払い契約が第三者のためにする契約であるとはいえないから、主張の前提を欠くとして、消費者契約法の適用について判断しなかった。
545	平成19年2月26日 東京地裁 平16 (フ)25943号	不当利得返 還等事件、損 害賠償(反 訴)請求事 件	◆原告が、金銭貸付を業とする被告に株式購入の保証金を預託したところ、被告との株式買付け・売付け取引契約に関して、取引内容、取引形態等について錯誤があり無効であることを主張し、不当利得返還請求権に基づき預託金の返還を求めた事案	◆原告は、原告の株式買付け等の注文に従って被告が株式買付け等を行うものと本件取引の仕組みを理解していたところ、被告は原告の注文に従って株式買付け等を行っていなかったことから、この点についての錯誤は契約における要素の錯誤と認められるとして、原告の不当利得返還請求を認容した事例	10条:外	錯誤が認められたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
546	平成19年2月16日 福岡地裁 平18 (フ)495号	手付金返還 (本訴)、損 害賠償(反 訴)請求事 件	◆マンション等の共有持分権につき、当事者の債務不履行により契約が解除された場合には違約金を支払う旨の特約がある売買契約を締結した当事者が、お互いに、本件契約上の債務不履行があったと主張して、それぞれ違約金等の支払を求めた事案	◆買主である原告は、被告の方から本件契約を解除したため本件建物等の引渡債務が履行不能になったと主張するが、被告が本件契約を解除した事実は認められないなどとして原告の本訴請求を棄却する一方、本件事情によれば、本件契約における売買代金の先履行の規定は信義則違反ではなく、また、原告が手付放棄による本件契約の解約をしたとも認められないなどとして、原告の売買代金不払の債務不履行を認めて被告の反訴請求を認容した事例	10条:否	代金支払時期の定めについて、残代金の支払期日は原告に資金繰りを確認した上で定められたものであり代金支払債務の弁済期を先履行として定めたことも信義則に反するとはいえないとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
547	平成19年1月26日 東京地裁 平18 (フ)15059号	不当利得返 還請求事 件	◆貸金業社であり東京都貸金業協会会員の被告に株式購入の保証金として金員を預託した原告らが、当該預託契約が証券取引法及び消費者契約法に違反し無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、預託金等の返還を求めた事案	◆被告の業務は証券取引法2条8項3号イの「取次ぎ」に該当し、証券業を行うためには内閣総理大臣の登録を要するところ、被告がこれがないうまま営業として証券業を行ったことは証券取引法違反であり、これに違反する本件預託契約は公序良俗に反し私法上無効と解するのが相当で、原告らは、各預託金について不当利得返還請求権に基づき被告にその返還が求められることができるとされた事例	10条:外	無登録業者が株式購入の保証金として金銭の預託を受ける契約について、公序良俗違反を認定したため、消費者契約法10条の適用について判断しなかった。
548	平成19年1月26日 東京地裁 平18 (シ)451号	敷金返還請 求控訴事 件	◆賃借人(被控訴人)が、原状回復特約があるとして控除された敷金の残部の返還を賃貸人(控訴人)に対して請求した事案	◆賃借人に賃貸借において通常生ずる通常消耗についての原状回復義務が認められるためには、少なくとも賃借人が補修費用を負担することになる通常消耗の範囲が、賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているか、そうでない場合には、賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その旨の特約が明確に合意されていることが必要であると解するのが相当であるとし、本件ではかかる特約が成立していないとして、原審判示の金額を超えて被控訴人が負担すべき回復費用が存在するとは認められないとされた事例	10条:外	賃貸人が主張する原状回復特約が成立していないとして、賃借人による敷金返還請求を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
549	平成18年12月22日 最高裁第二小法廷 平17(受)1762号	学納金返還 請求事 件	◆いわゆる鍼灸学校の入学試験に合格し、同学校との間で納付済みの授業料等を返還しない旨の特約の付された在学契約を締結した者が、入学年度の始まる数日前に同契約を解除したとして、授業料等の返還を求めた事案	◆納付済みの授業料等を返還しない旨の特約が消費者契約法9条1号により無効とされた事例	9条1号:肯 10条:否	在学契約における授業料等を返還しない旨の特約について、消費者契約法9条1号違反により無効とした。消費者契約法10条違反は否定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
550	平成18年11月28日 大阪高裁 平17 (ホ)3134号	福祉年金請求控訴事件 〔松下電器産業グループ(年金減額)事件・控訴審〕	◆独自の福祉年金制度を設けて退職者との間で年金契約を締結し、退職者に支給した退職金の一部を年金の原資として拠出を受け、その原資に対する一定の利率による利息相当分と拠出した原資の取崩分を合わせた金額を、年2回年金として支給していた私企業が、「将来、経済情勢あるいは社会保障制度に大幅な変動があった場合」等には規程の改廃を行うとの内容の福祉年金規程に基づき、経済情勢等の大幅な変動を理由として、上記の利率を引下げ、退職者に対する年金支給額を減額した事案	◆当該規程が年金契約の内容に含まれることを認め、上、経済情勢等の大幅な変動が認められることに加え、利率の引下げに必要性、相当性があり、利率改定の手続にも相当性があるとして、当該利率の引下げが有効と認められた事例	10条:否	福祉年金規程の改廃規定について、信義則に反するとはいえないなどとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
551	平成18年11月28日 大阪高裁 平17 (ホ)151号	年金支払請求控訴事件 〔松下電器産業(年金減額)事件・控訴審〕	◆被控訴人の退職者である控訴人らが、控訴人らの同意なくされた年金支給額の減額を争い、被控訴人に対し、平成14年9月分及び平成15年3月分(訴え提起までに履行期が到来した年金)については、従前の年金額と被控訴人が支払った額(新年金額)の差額の支払を求め、それ以後の年金については、従前の年金額全額の支払を求めた事案	◆企業と退職者との間の契約に基づく年金につき、企業側が退職者の意に反して給付額を減額することが認められるとし、退職者の企業側に対する年金支払請求が棄却された事例	10条:否	年金契約において支給額を変更する条項は、限定された要件の下で加入者に対する不利益変更を認めた規定として、本件年金制度の性質上合理性を備えているとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
552	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平18(受)1130号	不当利得返還請求事件	◆上告人が、被上告人大学への入学を辞退して本件在学契約を解除したなどとして、被上告人大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額から返還済みの本件後援会費相当額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆大学の入学試験に合格し、納付済みの授業料等の返還を制限する旨の特約のある在学契約を締結した者が、同大学の職員から入学式に出席しなければ入学辞退として取り扱う旨告げられ、入学式に欠席した場合において、同大学が同特約が有効である旨主張することは許されないとされた事例	9条1号:肯 10条:否	授業料の不返還合意について、平均的損害はないとして、消費者契約法9条1号を適用して無効とした。
553	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平17(受)1437号	学納金返還請求事件	◆原告らが、それぞれ、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆入学手続要項等に「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したもの」とみなす、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」等の記載がある大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約は、入学式の日までに明示又は黙示に同契約が解除された場合には、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となるとして、授業料等の返還請求を認容した事例	9条1号:肯 10条:否	授業料等の不返還特約について、入学式の日までに契約が解除された場合は、平均的な損害は存しないとして、全部無効となることとした。
554	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平17(受)1158号	不当利得返還請求事件	◆原告らが、それぞれ、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約は、国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年三月二四日ころまでに行われ、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了し、補欠合格者の発表もほとんどが三月下旬までに行われているという実情の下においては、同契約の解除の意思表示が大学の入学年度が始まる四月一日の前日である三月三十一日までになされた場合には、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となり、同契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、上記授業料等が初年度に納付すべき範囲のものにとどまる限り、上記平均的な損害を超える部分は存しないものとして、すべて有効となるとして、授業料等の返還請求を認容した事例	9条1号:肯 10条:否	授業料等の不返還特約について、解除の意思表示が3月31日までにされた場合は、平均的な損害は存しないとして、全部無効となることとした。
555	平成18年11月9日 東京地裁 平18 (ワ)3471号	不当利得返還請求事件	◆老人ホームの利用者及びその相続人である原告らが、老人ホームを経営する被告に対し、第11に、消費者契約法4条2項により被告との老人ホーム利用契約締結の意思表示を取り消したから、第2に、消費者契約法10条により同利用契約の入居申込金等の契約条項は無効であるから、これに基づいて被告に交付した入居申込金等は、被告が法律上の原因がなく利得したものであるとして、不当利得返還請求権に基づき、入居申込金等として交付した金銭の返還を求めた事案	◆老人ホーム利用契約(本件契約)において東京都の有料老人ホーム設置運営指導指針(本件指針)の説明が被告老人ホーム経営会社からなかったとしても本件指針は消費者契約法4条2項に定める「重要事項」に該当しないこと、本件契約の追加支払条項及び入居申込金等の不返還条項等が消費者契約法10条の「消費者の利益を一方的に害する」条項に当たらないことから、本件契約を同被告と締結した原告とその相続人からの本件契約の取消及び不利益契約条項の無効を前提とする不当利得返還請求をいずれも棄却した事例	4条2項:否 10条:否	有料老人ホーム設置運営指導指針は、重要事項に該当しないとして、また、「当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきもの」に当たらないとして、消費者契約法4条2項の適用を否定し、追加支払条項・入居申込金等の不返還条項については、同法10条の適用を否定した。
556	平成18年11月8日 京都地裁 平18 (シ)37号	敷金返還請求控訴事件	◆控訴人から建物を買借し、その後、本件賃貸借契約を解約して本件建物を明け渡した被控訴人が、控訴人が敷引特約に基づいて上記敷金のうち5万円しか返還しなかったことから、敷引特約は消費者契約法10条により無効であるとして、控除された敷金の返還等を求めた事案	◆いわゆる敷引特約が消費者契約法10条により無効とされた事例	10条:肯	敷引特約について、消費者契約法10条の適用を肯定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
557	平成18年8月30日 東京地裁 平17(ワ)22115号	預金返還請求事件	◆被相続人が被告(郵政公社)に対して有していた郵便貯金債権につき、相続人の一人が自己の相続分の払い戻し請求をした事案	◆定額普通貯金については、遺産中の可分債権は相続分に応じて法律上当然に分割され相続人に承継されるとして原告の請求を認容したが、定額郵便貯金については、複数の相続人に共同相続された場合には、可分債権として相続分に応じて承継されるが、原告が主張するように預入れの日から六か月の据置期間を過ぎれば貯金者はいつでも解約できるとしても、元々定額郵便貯金が「一定の据置期間を定め、分割払い戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入れするもの」であることから当該債権自体の内容や性質が相続によって変わるものではないとして、預入れの日から起算して一〇年が経過して通常郵便貯金となるまでは相続分の割合の払戻請求をすることはできないと判示した事例	10条:否	定額郵便貯金について、全相続人の署名等が得られない限り法定相続分に応じた払戻請求ができないとの制限について、相続人の利益を一方的に害するものとはいえないとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
558	平成18年6月27日 東京地裁 平16(ワ)7327号	不当利得返還請求事件	◆被告らが開設する大学の入学試験に合格し、入学金及び授業料等の入学時納入金を納入した後、他の大学への入学等を理由に入学を辞退した原告らが、被告らの入学手続書等に定められている学納金の不返還合意は無効であり、被告らは原告らが納入した学納金を法律上の原因なく取得しているとして、不当利得に基づき、学納金の返還を求めた事案	◆三月三十一日までに大学との間で在学契約を解除した場合には、原告らの入学辞退によって被告大学からは平均的損害は発生せらねず、学納金不返還の合意は授業料等の不返還を規定する限りにおいて消費者契約法9条1号によって無効になると判断された事例	9条1号:肯 10条:否	授業料の不返還合意について、平均的損害はないとして、消費者契約法9条1号を適用して無効とした。
559	平成18年5月25日 東京地裁 平17(ワ)16768号	入学金返還請求事件	◆被告大学へ合格して入学金のほか授業料、教育充実費等を支払った原告が、入学注意事項には入学辞退の一定期限後は納付金は一切返還しない旨の記載(不返還特約)があったものの、その後入学を辞退したことから、納付金の不当利得返還を請求した事案	◆本件不返還特約は消費者契約法9条1号により無効であるとして、入学金を除いて原告が請求したところの納付金につき請求を認容した事例	9条1号:肯 10条:外	授業料の不返還合意について、平均的損害はないとして、消費者契約法9条1号を適用して無効とした。
560	平成18年4月14日 松山地裁西条支部 平18(モ)25号	移送申立事件	◆相手方から過払金返還請求訴訟を提起された申立人が、金銭消費貸借契約に基づく専属的合意管轄の合意、または、当事者間の衡平、訴訟経済を理由に、松山簡裁への移送を申し立てた事案	◆本件過払金返還請求訴訟は金銭消費貸借契約に基づく返還請求とは訴訟物が全く異なること、当事者間の理解度及び経済力の格差が著しいことなどの諸事実からすると、本件過払金返還請求訴訟には本件契約に基づく専属的合意管轄が生じていないと解すべきであり、また、本件過払金返還請求訴訟は電話会議での審理が可能であり、そもそもその原因が申立人の利息制限法違反にあることなどの事実によれば、当事者間の衡平、訴訟経済を理由とする移送には理由がないとして、本件申立てを却下した事例	10条:肯	仮定的判断ではあるが、専属的合意管轄の合意について、消費者契約法10条の適用を肯定した。
561	平成18年3月10日 右京簡裁 平17(ハ)212号	損害賠償請求事件	◆中古車販売業者である原告が、被告から買い受けた普通乗用自動車は接合車であるから、本件売買契約の契約解除条項又は民法570条に基づき、本件契約を解除すると主張して、個人である被告に対し、売買代金の返還を求めた事案	◆本件条項は解除の行使につき過失の有無を問わず、また、解除行使期間の定めもないため、本件契約の解除に当たって適用される民法の規定よりも消費者である売主の義務を加重し信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと認められるから、消費者契約法10条により無効であり、また、原告の査定担当者が査定した上で本件契約を締結したなどの本件事情の下では、原告は本件自動車が接合車であることを知らなかったことにつき過失があるから、民法570条の適用もないとして、請求を棄却した事例	10条:肯	「被告の認識の有無に係らず、契約車両に重大な瑕疵の存在が判明した場合には、原告は本契約を解除することができる」という規定は消費者契約法10条に反し無効とした。
562	平成18年1月30日 京都地裁 平17(ワ)784号	不当利得返還請求事件	◆被告との間での語学の教授に関し、ポイント制を採り、中途解約時には契約時のポイント単価と異なる単価により清算金額を算定するとして特定継続的役務提供契約を締結した原告が、当該契約を中途解約したとして、不当利得返還請求権に基づき、既払いの受講料の返還を求めた事案	◆契約時のポイント単価と異なるポイント単価により清算金額を算定することは合理的理由がなく、かつ契約時の単価による場合と比較して役務受領者に高額の金銭的負担を与えるものであり、特定商取引に関する法律49条2項に反し、同条7項により無効であるとして、原告の請求を認容した事例	10条:外	特商法違反を認めため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
563	平成17年11月29日 東京簡裁 平17(少コ)2807号	敷金返還請求、損害賠償反訴請求事件	◆原告とA社との間で締結した本件居室の賃貸借契約に関して、被告は本件居室の所有権を取得してA社の賃貸人の地位を承継したとして、原告が被告に対して敷金の支払を請求し(本訴)、これに対して、原告とA社間の契約においては、原告が本件居室内の汚損等による損害を賠償する義務を負うことが約され、また原告被告間には、原状回復に関する費用負担の合意があるから、これらの合意に基づいて原告が負担することになった原状回復費用を敷金から控除すると原告に返還すべき敷金はないとして、被告が原告に対して原状回復費用残額の支払を請求した(反訴)事案	◆原告とA社間の契約の自然損耗等についての原状回復費用に関する部分は、消費者契約法10条に該当し無効であり、また、原被告間に費用負担の合意はなく、さらに原告の故意又は過失による毀損、あるいは通常使用を超える使用方法による損傷は認められず、原告の負担すべき原状回復費用を認めることができないとして、反訴請求を棄却し、本訴請求を認容した事例	10条:肯	自然損耗等についての原状回復費用を賃借人負担とする旨の合意について、消費者契約法10条の適用を肯定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
564	平成17年11月28日 明石簡裁 平17 (ハ)392号	敷金返還請求事件	◆被告との間で建物の賃貸借契約を締結した原告が、建物の退去時に敷金の大半を敷引されたため、本件契約の敷引条項は消費者契約法10条により無効であるとして敷引分の敷金の返還を求めた事案	◆本件敷引条項は賃貸目的物の自然損耗の修繕費用等の意義があり合理性があるなどと被告は主張するが、建物賃貸借では自然損耗はその本質上当然に予定されており、賃貸人はその対価として賃料等の給付を受けるのであるから賃借人が本来負担する性質のものではなく、また、民法上、賃借人に賃料以外の金銭的負担を負わせる規定は存在しないから、敷引条項の合理性は認めがたいなどとして、消費者契約法10条により本件敷引条項を無効とし、原告の請求を全部認容した事例	10条:肯	敷引条項について、民法上賃料以外の金銭的負担を負わせる規定は存在せず、合理性はないとして、消費者契約法10条を適用した。
565	平成17年10月26日 東京地裁 平17 (レ)149号	更新料請求控訴事件	◆アパートの居室を控訴人(原審被告)に使用させていた被控訴人(原審原告)が、本件居室の賃貸借契約の更新に伴い、控訴人に対し、本件賃貸借契約において定められた更新料の支払及びこれに対する催促期限後の日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を請求した事案	◆賃貸期間を二年間とし、更新時に一か月分の賃料を更新料として借主が貸主に支払う旨の特約がある建物居室の賃貸借契約において、更新料を支払わない賃借人(被告、控訴人)に対して賃借人から賃料等の受領等賃貸業務の管理の委託を受けた不動産仲介業者(原告、被控訴人)がした更新料の請求が、消費者契約法10条、借地借家法30条、同法37条に違反したり、権利の濫用に当たるものではないとして原審で認容され、これを不服として控訴した賃借人の請求が同様の理由により棄却された事例	10条:否	賃貸借契約における更新料支払条項について、消費者契約法10条の適用を否定した。
566	平成17年 9月26日 大阪地裁 平15 (ワ)4986号	福祉年金請求事件[松下電器産業グループ(年金減額)事件・第一審]	◆被告又はそのグループ会社の元従業員であって、その退職にあたり、被告との間で、退職金を原資とする年金契約を締結した原告が、原告がした年金の給付利率を引き下げる決定が原告らとの間で効力を生じないとして、被告に対し、引下げがなければ各支給日に支給されたであろう金額と、各支給日に実際に支給された金額との差額の支払を求めた事案	◆大手家電メーカーとその元従業員との間の退職金を原資とする年金契約に基づく年金の支給額の減額改訂は相当であるとして、年金の差額請求が棄却された事例	10条:否	給付利率の改定をするにあたっては、給付利率の改定をする必要性と改定後の給付利率の相当性という要件が要求され、双方の要件が満たされるのであれば、利率改定は有効と評価されると解するのが相当であるなどとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
567	平成17年 9月 9日 東京地裁 平17 (レ)67号	不当利得返還請求控訴事件	◆控訴人は、本件においては控訴人と被控訴人の間で未だ結婚式場利用契約が成立していないこと及び申込みを撤回した場合の取消料条項は消費者契約法10条に反し無効であることを主張して、被控訴人に対し、不当利得に基づいて、予約金の返還等を求めた事案	◆結婚式場利用契約に付された予約取消料条項が、挙式予定日の一年以上前にされた予約取消しに関する限度で、消費者契約法9条1号により無効であるとし、申込金の返還請求が認められた事例	9条1号:肯 10条:否	結婚式場利用契約の予約取消料条項について、契約が成立しているため消費者契約法10条違反の前提を欠くとしたが、予約の解除によって被控訴人に何らかの損害が生じたことと認めることはできないとして、同法9条1号の適用を認めた。
568	平成17年 8月25日 東京地裁 平15 (ワ)21672号	手付金返還請求、違約金請求事件	◆原告らは、被告との間で土地売買契約・建物建築請負契約を締結して手付金を差入れたものであるが、原告らは土地売買契約をいわゆるローン条項(買主が自己資金を超える部分につき融資を受けられなかった場合には契約を解除できるとする条項)に基づき解除し、また、建物建築請負契約についても、土地売買契約が効果を失った場合にはこれと連動して白紙解約とする旨の特約により解約されたと主張して、両契約締結に際して差入れた手付金の返還等を求め、これに対し、被告が違約金等の支払を求めた事案	◆土地売買契約と建物建築請負契約につき、原告らが請負契約代金についてもローン審査が通らない場合には土地売買契約をも解除できると誤信していたのは、被告から媒介の委託を受けた被告補助参加人において重要事項について事実と異なることを説明したことと原因があるとして、消費者契約法に基づく契約取消が認められた事例	4条1項1号:肯 5条1項:肯 10条:外	本件ローン条項の適用条件について事実と異なる説明を受けたことを理由として、消費者契約法4条1項1号の適用を認めた。
569	平成17年 7月21日 東京地裁 平16 (ワ)21104号	不当利得返還請求事件	◆大学入学を辞退した原告らが、受験して合格した大学の開設者である被告らに対し、在学契約を締結し、入学金及び前納授業料等を納めた後、当該在学契約を解除して、不当利得返還請求権に基づき入学金及び前納授業料等の返還を求めた事案	◆入学金の返還は要しないが、前納授業料等については入学式前に入学辞退した場合には返還すべきであった事例	9条1号:肯 10条:外	授業料不返還特約について、平均的な損害は存しないとして、全部無効とした。
570	平成17年 7月14日 神戸地裁 平16 (レ)109号	保証金返還控訴事件	◆控訴人が、被控訴人との間で建物の賃貸借契約を締結した際、賃貸借契約終了時に一定金額を返還しない旨の合意をして保証金を預託し、賃貸借契約終了後、被控訴人から、保証金から敷引金を控除した残額の返還を受けたが、敷引特約が消費者契約法10条により無効であるとして、被控訴人に対し、保証金返還請求権に基づき、敷引金に対応する保証金等の支払を求めた事案	◆建物賃貸借契約の終了時に保証金の一部を賃借人に返還しない合意(敷引特約)について、賃借人の利益を一方的に害するものであるから、消費者契約法10条により無効であるとして、賃借人の賃貸業者に対する保証金返還請求が認容された事例	10条:肯	賃貸借契約における敷引特約について、賃借人の利益を一方的に害するものであるとして、消費者契約法10条の適用を肯定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
571	平成17年7月13日 大阪高裁 平16(ホ)2721号	保険金請求控訴事件	◆被控訴人との間で自動車保険契約を締結していた控訴人が、契約目的の自動車が盗難に遭ったとして、被控訴人に対し、保険金200万円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求した事案	◆代金が完済されていないときでも、被保険自動車の譲渡後の盗難に当たるとして保険会社の免責が認められた事例	10条:否	自動車について引渡しがなされたが、売買代金が完済されない状態の盗難について免責する保険会社の約款の条項について消費者契約法10条違反が主張されたところ、支配管理の移転によって免責の有無を判断する規定には合理性があるし、譲渡承認請求手続がわずらわしいとも言えないとして、消費者契約法10条の適用を否定した。
572	平成17年6月24日 盛岡地裁遠野支部 平17(ワ)12号	不当利得返還等請求事件	◆貸金業者である被告との間で継続的な金銭消費貸借取引を行ってきたとする原告らが、過払金の発生を主張してその返還を求めたところ、被告が回付申立書を提出して、一部の原告に対する移送を希望した事案	◆本件回付申立書は本件訴訟の移送を希望する趣旨を含むと解されるため、職権によりこれを判断すると、各原告との間で交わされた借入限度基本契約書における管轄合意につき、原告のうち一人については専属的管轄の合意と解されるが、当該合意は消費者契約法10条により無効であり、また、他の原告については選択的管轄の合意と解されること、土地管轄、事物管轄や当事者間の衡平等諸般の事情なども考慮すると、一部の原告については、当裁判所に管轄がないとして、訴えを分離し、当該原告の住所地を管轄する簡裁に移送した事例	10条:肯	過払金返還訴訟における、契約書中の専属的管轄合意について、特段理由を示さずに、消費者契約法10条により無効とした。
573	平成17年5月19日 千葉地裁 平16(ワ)2050号	敷金返還請求本訴事件、敷金返還請求反訴事件	◆被告から建物を賃借していた原告が、同賃貸借契約が終了し同建物を被告に明け渡したことから、被告に対し、敷金返還請求権に基づき、被告に差し入れた敷金から原状回復費用を差し引いた残金の支払を求めたのに対して、反訴として、被告が、原告に対し、原状回復費用支払請求権に基づき、同債権と本訴請求債権(敷金返還請求権)とを対当額で相殺した後の残額の支払を求めた事案	◆原状回復に関する本件特約条項は、公序良俗に反せず、また、消費者契約法10条該当性も認められないから、有効であるが、本件明渡当時、本件建物のリビングダイニング等の天井及び壁に張られたクロスに認定のとおり汚損があったことを理由に、これらについての原状回復義務を原告に負わせることは、本件特約条項の趣旨に反し、許されないなどとして、反訴を棄却し、原告の請求を一部認容した事例	10条:否	公営住宅の賃借人による賃借人に対する敷金返還請求の際に原状回復に関する契約上の特約条項が消費者契約法10条に反するとの主張がなされたが、条項の内容、家賃負担の実情等に鑑み、消費者契約法10条後段の要件を充たさないとして主張を認めなかった。
574	平成17年4月22日 大阪高裁 平16(ホ)1083号	学納金返還請求控訴事件	◆原告が被告大学に対して、一旦納入した学納金の返還を求めらるいわゆる学納金返還訴訟の事案	◆不返還部分のうち授業料等については法9条1号の平均的な損害を超えるものであるため無効であるが、特約自体が10条違反により無効となるとはいえないとした事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるとする一方、特約自体について10条違反により無効となることはないとした。
575	平成17年4月20日 大阪地裁 平16(ワ)10347号	敷金返還請求事件	◆共同住宅の一室を被告から賃借していた原告が、賃貸借契約の終了に伴い、保証金(敷金)50万円、解約時引金(敷引金)40万円の本件敷引特約の無効を主張して、被告に対し、保証金(敷金)からベットによる損耗の補修費を差し引いた金額等の支払を求めた事案	◆本件敷引特約については、被告の主張及び京阪神地方における慣行等をも考慮すれば、本件敷引特約の趣旨を通常損耗部分の補修費に充てるためのものとみるのが相当であり、保証金(敷金)の額、敷引の額、賃料額、賃貸物件の広さ、賃貸借期間などを総合考慮して、敷引額が適正額の範囲内では本件敷引特約は有効であり、その適正額を超える部分につき無効となるなどとして、原告の請求を一部認容した事例	10条:肯	賃借人である原告が敷引特約の無効を主張した事案において、敷引額が多額であること、通常損耗部分の補修費に充てるためであること等からすると消費者契約法10条に反し無効であるが、全部を無効にするのは当事者の合理的意思に反することから適正額の範囲内では有効であり、適正額を超える部分につき無効となるとした。
576	平成17年3月10日 東京高裁 平16(ホ)2715号	各不当利得返還請求控訴事件	◆原告が被告大学に対して、一旦納入した学納金の返還を求めらるいわゆる学納金返還訴訟の事案	◆不返還部分のうち授業料等については法9条1号の平均的な損害を超えるものであるため無効であるが、特約自体が10条違反により無効となるとはいえないとした事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、平均的損害を辞退者が全在籍期間に納入すべき総額相当額または入学辞退者の初年度入金額と定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるとする一方、特約自体について同法10条違反により無効となることはないとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
577	平成17年2月17日 堺簡裁 平16(ハ)2107号	敷金返還請求事件	◆原告が、被告との間で締結した本件賃貸借契約が終了し、明渡しも済んだため、被告に対し、敷金の返還を求めた事案	◆差し入れた敷金からあらかじめ定額の費用を控除することを定めておく本件敷引契約条項については、本件敷引は、被告の損害の有無にかかわらず敷金の約83%を控除して返還するもので、賃借人にとって不当に不利であると認められること、また、敷引契約が一般的に行なわれている状況下で、賃借人が敷引条項を削除して、もしくは同条項の有無を選択して賃貸借を締結することは、事実上極めて困難であると認められることなどから、消費者契約法10条に違反し無効であるとして、原告の請求を認容した事例	10条:肯	敷引条項の有効性について高賃借人が争った事案において、控除割合の高さ(83%)、当該条項の有無を選択することの困難性等より当該条項は消費者契約法10条違反になるとした。
578	平成17年1月28日 大阪高裁 平16(ネ)2217号	敷金返還請求控訴事件	◆控訴人(一審被告)から賃借していたマンションの一室を控訴人に明け渡した被控訴人(一審原告)が、一審被告に対し、敷金の返還等を求めたところ、原審は、一審被告主張の原状回復費用に関する本件特約は、賃借人に自然損耗分の原状回復義務を負担させる部分が消費者契約法の適用により無効であるなどとして、一審原告の請求のほとんどを認容したため、これを不服とした一審被告が、控訴した事案	◆消費者契約法施行後になされた本件賃貸借契約の更新合意は、新たな賃貸借契約を締結したものと解するのが相当であることなどから、同法の適用があるところ、本件特約は、賃借人である一審被告が負担すべき本件貸室の自然損耗分の原状回復費用までも賃借人である一審原告に負担させる点で、民法601条の規定に比して、消費者である一審原告の義務を加重し、一審原告に不利益なものであるということができるから、消費者契約法10条により無効であるとして、控訴を棄却した事例	10条:肯	賃借人から賃借人に対する敷金返還請求に対して賃借人が自然損耗分の原状回復義務を負担させる条項について消費者契約法10条に反し無効であると主張した事案の控訴審において、自然損耗分を負担させることは民法と比較して賃借人に不利益であるとして当該主張を認めた。
579	平成16年12月20日 東京地裁 平14(ワ)28684号	各不当利得返還請求事件	◆原告らが入学手続き時に支払った入学金、授業料等の学納金が、その後の他大学への進学決定等を理由とする原告らの入学辞退により、被告学校法人らの不当利得になったとして、不当利得返還請求に基づきその返還を求めた事案	◆入学金は合格者が入学資格を取得するための権利金としての性格を有することからその不返還特約は有効であるが、授業料等については、その全額が「同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」を超過するとして、その不返還特約が無効であると判断された事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるとす一方、特約自体について同法10条違反により無効となることはないとした。
580	平成16年12月17日 大阪高裁 平16(ネ)1308号	敷金返還請求控訴事件	◆建物の賃貸借契約の事案	◆自然損耗等について賃借人に原状回復義務を負担させる旨の特約は、消費者契約法10条に違反し無効であるとされた事例	10条:肯	賃貸借契約において、賃借人が、自然損耗等について賃借人に負担させる旨の特約の効力を争ったところ、賃借人に必要な情報が提供されないまま、賃借人が自己にとって不利益なことも認識できずに締結されたものであるから消費者契約法10条に反し無効とされた。
581	平成16年12月6日 大津地裁 平15(ワ)239号	年金支払請求事件[松下電器産業(年金減額)事件・第一審]	◆会社が退職従業員のために運用する年金制度の加入者が、会社が年金支給額を減額したのは無効として、減額部分の返還及び将来の支給を求めた事案	◆年金の減額は無効とはいえないとして、その請求が棄却された事例	10条:否	年金支給額減額に係る訴訟において支給額の変更の可能性について定めた規程に関して消費者契約法10条に反する旨の主張がなされたが、従業員向けの規程に消費者契約法を適用することは相当でないし、規程自体性質上合理性を有していることから同条項は適用されないとした。
582	平成16年10月26日 神戸地裁洲本支部 平15(ワ)105号	不当利得返還請求事件	◆訴外貸金業者との間で複数回金銭消費貸借契約を締結し、同契約につき被告と保証委託契約を締結した原告が、被告に対し、本件保証契約は公序良俗に反し無効であるなどとして保証料の返還を求めるとともに、被告の取立行為は違法であるとして、損害賠償を求めた事案	◆本件保証料の貸付額に対する割合がいずれも極めて高率であることなどからすると、本件保証料は原告の窮状につけ込み資金を搾り取るという目的で決定されたと推認されるから、公序良俗に反し無効であるとして被告の不当利得返還義務を認め、また、本件事情の下では、被告の従業員による取立行為については違法性を認められないものの、被告の原告に対する保証料請求訴訟の提起は違法と認められるとして、不法行為責任を認めた事例	10条:外	貸金業者から劣悪な条件で資金を借り入れた原告による、極めて高率の保証料に係る特約が消費者契約法10条に違反して無効になるべきと主張したが、裁判所はそもそも当該契約自体を公序良俗違反として無効とした。
583	平成16年9月9日 神戸地裁 平15(ワ)1862号	敷金返還請求事件	◆建物の賃借人であった原告が、賃借人である被告に対して、敷金の返還を求めたところ、被告が敷金の控除を主張して争った事案	◆本件契約書では、賃借人が経年変化や通常損耗についても原状回復義務を負うとする特約の存在が認められるが、賃貸借契約では、通常損耗による建物の減価の回収は賃料によってなされるのが合理的であるから、本件特約の成立には、賃借人がその趣旨を十分に理解し、自由な意思に基づいてこれに同意したことが積極的に認定されることが必要であるところ、本件ではその事実も認められないから本件特約は成立しておらず、そうである以上、原告の原状回復義務の範囲は、原告の故意又は過失による本件建物及び付帯施設等の汚損等の修復義務に限られるとして、その限度での敷金の控除を認めた事例	10条:外	賃貸借契約における賃借人からの敷金返還請求において、賃借人が自然損耗分について賃借人負担とする特約の消費者契約法10条違反を主張の一つとして主張したが、そもそも当該特約は成立していないとし、当該消費者契約法に係る判断は行わなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
584	平成16年7月23日 東京地裁 平15(ワ)23319号	大学入学金等返還請求事件	◆いわゆる学納金返還訴訟の事案	◆大学が定めた授業料等返還約款が、暴利行為に該当せず、消費者契約法10条、同9条1号にも反しないとされた事例	9条1号:否 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的損害を超えることもなく、特約自体について10条違反により無効となることはないとした。
585	平成16年7月8日 東京地裁 平16(ワ)997号	損害賠償請求事件	◆愛玩動物を販売している被告からシェットランドシープドッグという種類の犬を購入した原告が、購入後相当期間経過後に当該犬が特異性てんかんと診断されたために、遺伝的欠陥のない中等の品質を有する犬を引き渡す債務の債務不履行ないし隠れた瑕疵があったことによる瑕疵担保を理由とする損害賠償を請求した事案	◆本件売買は特定物売買であり被告の引渡債務は履行されていること、当該犬には隠れた瑕疵があったといえるが、本件売買契約には一定期間経過後の被告の免責特約があり被告は免責されるとして、原告の請求を棄却した事例 ◆本件売買契約における免責特約が消費者契約法の無効条項類型に該当したり、特約に基づく免責を主張することが信義則に反するとはいえないと判断した事例	8条1項5号:否 10条:否	イヌの売買契約における買主が、当該イヌの病気の発症に関し、売主の責任を追及した事案において、買主側が、売買契約における免責特約が消費者契約法8条1項1号、5号及び10条に違反すると主張したところ、当該約款は一定の範囲内で売主が瑕疵担保責任を負うことを示しているとして8条1項1号違反には当たらないとしたほか、一定期間内のみ売主が発病による責任を負うという内容は合理的であるとして10条に反するものではないとした。
586	平成16年7月5日 東京簡裁 平16(少コ)325号	敷金返還等請求事件(通常訴訟移行)	◆賃借人が賃貸人に、賃貸借契約を解除したとして契約締結当初に支払った預入金の返還を求めた事案	◆契約内に含まれていた賃料と共益費の6か月分を貸主に保証する等の約定が消費者契約法10条に違反するとしてうて、手付金放棄による解除を認めた事例	10条:肯	賃借人が賃貸人に対して賃貸借契約を解除したとして預入金の返還を求めた事案において、賃料と共益費の6か月分を貸主に保証する旨の約定、一度支払った礼金や家賃、共益費は一切返還しないとの約定が消費者契約法10条に反するとの主張がなされたところ、当該主張が認められた。
587	平成16年6月11日 京都地裁 平15(ワ)2138号	敷金返還請求事件	◆原告・被告間の建物賃貸借契約の終了後、原告が敷金の返還等を求めたのに対し、被告が、同賃貸借契約には、自然損耗を含めて、賃借人の負担で契約開始当時の原状に回復する旨の特約がある等として、敷金からの原状回復費用の控除又は原状回復費用請求権と敷金返還請求権との相殺を主張して争った事案	◆原契約が消費者契約法の施行前に締結され、施行後に更新されて、従前の賃貸借契約と同一条件の賃貸借契約が成立している本件においては、更新後の賃貸借契約に消費者契約法の適用があるとした上で、自然損耗部分について賃借人に原状回復義務を負担させる特約は、消費者契約法第10条により無効であるとして、原告の請求の一部を認めた事例	10条:肯	賃貸借契約における自然損耗部の賃借人負担条項の効力が争われた事案において、原状回復義務の発生要件、最終的に負担すべき額等を賃借人において判断し得ないなど信義則を害する程度に消費者の利益を一方的に害するものであることが認められるとして消費者契約法10条違反を認めた。
588	平成16年5月18日 京都地裁 平15(ワ)3803号	更新料等請求事件	◆建物の賃貸人である原告が、賃借人である被告Aに対して、本件建物の賃貸借契約の更新約款に基づき更新料及び更新にかかる手数料の支払を請求し、同契約のAの債務について連帯保証をした被告Bに対しては、その保証債務の履行を請求した事案	◆本件更新約款は、合意更新を前提としたものであって、法定更新には適用されないとするのが契約当事者の合理的な意思に合致するものであり、本件賃貸借契約は法定更新がされたというべきであるから、その更新について本件更新約款は適用されず、原告は、これに基づく更新料及び更新手数料の支払を求めることはできないとして原告の請求を棄却した事例	10条:外	賃貸人から賃借人等に係る保証料等の請求に対し、賃借人側が法定更新であるとして更新約款の適用外であることを主張した事案において、更新約款が消費者契約法10条により無効との主張も賃借人側からなされたが、そもそも同約款の適用外であるとして判断をしなかった。
589	平成16年5月10日 大阪高裁 平16(ワ)268号	移送申立却下決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件	◆消費者金融業を営む相手方が再抗告人を被告として京都簡易裁判所に提起した貸金残元本等の支払を求める本案訴訟につき、再抗告人が福岡簡易裁判所に移送するよう申し立てた事案	◆契約書に印刷された管轄合意条項から管轄合意の存在を認める一方、遠隔地の裁判所に出頭することは消費者金融業の顧客である再抗告人にとって非常に大きな経済的負担となるが、相手方は遠隔地での訴訟にも耐えるだけの経済力を有すると考えられること等から、本案訴訟については、民事訴訟法17条に基づいて福岡簡易裁判所に移送する要件を具備しているとして、移送を認めた事例	10条:否	消費者金融会社とその顧客との間の訴訟において、契約証書に管轄合意がなされていた事案に関し、管轄合意は消費者契約法10条によって当然に無効となるものではなく、有効な合意として尊重されるとしたものの、本件事案においては民事訴訟法17条による移送が認められるとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
590	平成16年 4月30日 東京地裁 平14 (ワ)20659号	不当利得返還請求事件	◆いわゆる学納金返還訴訟の事案	◆大学との間で在学契約を締結し入学時納入金を支払い入学予定者となった者が入学を辞退した場合、入学時納入金のうち入学金については大学にその返還を求めることはできないが、授業料、施設整備費等、学生会費、父兄会費、保険料等は特段の約束のない限り返還を求めることができると解した事例 ◆入学時納入金不返還の合意が公序良俗に反して無効とはいえないと判示した事例 ◆入学時納入金不返還の合意による損害賠償額の予定ないし違約金为消费者契約法9条1号の平均的損害を超えるかどうかを具体的に判断した事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的損害を各原告毎に個別に判断したが、特約自体について10条違反により無効となることはないとした。
591	平成16年 3月30日 東京地裁 平14 (ワ)26066号	不当利得返還請求事件	◆いわゆる学納金返還訴訟の事案	◆私立大学の入学時納入金の内、入学金は在学契約上の地位の取得についての対価と見ることができるとして、その相当額については、入学辞退者からの返還請求が認められなかった事例 ◆私立大学の在学契約については、委任に関する民法651条2項ただし書は適用されず、入学時納入金についてなされた入学辞退者ないし退学者との間での不返還合意は公序良俗に反するとはいえないとされた事例 ◆私立大学の在学契約についても消費者契約法が適用され、入学辞退者に、入学時納入金を返還しない合意の内、入学金を超える部分は、損害賠償予定の金額とみるべきであるが、その金額は平均的損害を超えるもので無効とされ、返還請求が認められたが、中途退学者については、当該年度に納入すべき金額が平均的損害となるとされ、返還請求が認められなかった事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、入学辞退者が明らかに授業開始前に在学契約を解除したものと云えない限り、大学等に受け入れ態勢の整備に要した費用等の損害が生じたとする一方、特約自体について消費者契約法10条違反により無効となることはないとした。
592	平成16年 3月22日 東京地裁 平14 (ワ)20623号	不当利得返還請求事件	◆大学入学試験合格者が、入学金・前納授業料等の入学時納入金を支払った後、入学を辞退し、大学に対し入学時納入金の返還を求めた事案	◆入学金は当該大学に入学する権利を確保するための権利金(入学し得る地位を獲得するための対価)であるとして、大学からの返還が認められなかった事例 ◆大学入学試験合格者と大学との間の在学契約が消費者契約として、消費者契約法の適用対象となつた事例 ◆入学辞退者に入学時納入金を返還しない特約のうち前納授業料等の部分は、消費者契約法9条所定の損害賠償の予定に当たり、在学契約の解除に伴って発生する平均的損害は存在しないとして前納授業料等の不返還特約分が無効とされた事例	9条1号:肯 10条:否	入学金については、損害賠償の予定又は違約金の性質を有するものではないため、消費者契約法9条1号を適用する余地はないとし、前納授業料等については、公序良俗違反及び10条違反の主張は排斥したものの、消費者契約法9条1号より、前納授業料等の不返還特約分が無効とされた。
593	平成16年 3月16日 京都地裁 平15 (ワ)162号	敷金返還請求事件(第1事件)、損害賠償請求事件(第2事件)、損害賠償請求反訴事件(第2事件反訴)	◆原告が、被告Y1に対し、原告と同被告との間の建物賃貸借契約の終了及び建物の明渡しを理由に、敷金の支払を求める(第1事件)とともに、被告Y2に対して、同被告は無効な原状回復特約を被告Y1に使用させるなどの不法行為をしたとして、損害賠償を請求した(第2事件)ところ、被告Y2が、原告の第2事件の訴え提起は不法行為であるとして、損害賠償を請求した(第2事件反訴)事案	◆本件賃貸借契約は、消費者契約法の施行後に締結された契約更新合意により存続期間の満了で終了したものであり、更新後の賃貸借契約には同法の適用があるとした上で、本件賃貸借契約における自然損耗部分についての原状回復義務特約は、消費者契約法第10条により無効であるから、第1事件の請求には理由があるとして、同請求を認容する一方、第2事件及び第2事件反訴の請求に係る不法行為は成立しないとして、両請求を棄却した事例	10条:肯	自然損耗等による原状回復費用を賃借人に負担させることは、契約締結にあたっての情報力及び交渉力に劣る賃借人の利益を一方向的に害するものであるとし、消費者契約法10条に反し無効であるとされた。
594	平成16年 3月 5日 大阪地裁 平14 (ワ)6380号	学納金返還請求事件	◆被告大学又は被告女子大学の平成14年度入学試験に合格し、入学手続を行った原告らが、後日、被告大学等への入学を辞退したことから、入学手続の際に納入した入学金又は授業料等(以下、入学手続の際に大学に対して納入する金銭を総称して「学納金」という。)が不当利得となるとして、原告らが、被告に対し、上記学納金及びそれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆4月1日以降に在学契約を解除された場合に私立大学に生ずべき平均的な損害の額は、初年度春学期の授業料等の額と同額であると認めるのが相当であるとし、本件特約を有効とし、3月31日以前にそれぞれ在学契約を解除した原告については、本件特約中、第2次手続に要した学納金(ただし、学会費等は除く。)を返還しないとする部分は、私立大学に生ずべき平均的な損害の額を超えることから、本件特約はその範囲で無効であるし、請求を一部認容した事例	9条1号:一部肯 10条:否	3月31日以前に在学契約を解除した者についてのみ、本件特約中、第2次手続に要した学納金を返還しないとする部分が消費者契約法9条1号に反し、無効であるとし、同法10条及び公序良俗違反の主張は排斥した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
595	平成16年2月18日 岡山地裁 平14 (ワ)1058号	学納金返還請求事件	◆被告大学を設置する被告学校法人と準委任契約である在学契約を締結したとする原告らが、同契約を解約した結果、既払の学納金は不当利得となるとして、被告に対し、その返還を求めた事案	◆学納金のうち入学金は入学手続完了者の入学資格の対価であるから、本件解約によっては返還を求めることはできないが、授業料等は教育の提供の対価であるから、教育の提供を受ける機会のない時期に本件解約をした原告らには授業料等の不当利得返還請求権があるとした上で、本件契約の特約のうち入学金を除く本件金員の返還を認めない部分は、消費者契約法9条1号により無効であるとしたが、本件特約のうち入学金の返還を認めない部分は、同法10条及び民法90条に反するとは認められないとして、授業料等の不当利得返還請求のみを認容した事例	9条1号:肯 10条:否	本件契約の特約のうち入学金を除く本件金員の返還を認めない部分は、消費者契約法9条1号により無効であるとしたが、本件特約のうち入学金の返還を認めない部分は、同法10条及び民法90条に反するとは認められないとした。
596	平成16年1月21日 大阪地裁 平14 (ワ)6372号	学納金返還請求事件	◆被告大学の入学試験に合格した原告が、在学契約を解除したとして、不当利得返還請求を行った事案	◆平成一四年四月に私立大学に入学し、同年七月に退学した学生の納付した授業料について、不返還特約は無効であるとして、その一部の返還請求が認められた事例	9条1号:肯 10条:外	本件不返還特約のうち、少なくとも授業料及び委託徴収金に関しては、民法上返還すべき授業料及び委託徴収金の返還義務を免れさせるものであるから、消費者契約法9条1号にいう「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するとされた。同法10条については、判断がなされていない。
597	平成15年12月24日 神戸地裁 平14 (ワ)1409号	各学納金返還請求事件	◆被告が設置運営する大学に合格し、入学に必要な手続を行った原告らが、合格発表の時点で被告と原告らとの間で準委任契約である在学契約が成立し、その後大学への入学を辞退し、在学契約を解除したとして、不当利得返還請求権に基づき、被告に対し、入学金、前期授業料、前期施設設備費及び前期教育充実費の返還を求めた事案	◆入学金の返還請求を認めず、入学金以外の授業料等に関しては、原告らが、対価である学校教育業務の提供を受ける前である4月1日までに各自の在学契約を解除していれば、各原告において学納金の返還を被告に対して求めることができるが、被告と原告らとの間の在学契約の解除は一方的な電話による通知などでは足りず、同大学教務部において準備される退学願を教務部に提出して行か、代替し得る客観的に明確な方法で通知する必要があるところ、原告らはこれらの主張立証をしていないとして、原告らの請求を全て棄却した事例	9条1号:否 10条:否	入学金については、消費者契約法9条の損害賠償の額の予定又は違約金の定めには当たらないとし、授業料については、3月31日までに在学契約を解除したとは認められないため、授業料等の返還を求める地位を失ったとされた。
598	平成15年12月24日 京都地裁 平14 (ワ)1814号	学納金返還請求事件	◆被告の設置する大学に合格し、被告に対して入学金、授業料及び施設設備費(合わせて学納金という)を支払ったものの入学を辞退した原告が、学納金を返還しない旨の条項(本件不返還条項)が消費者契約法9条若しくは10条又は民法90条により無効であるとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、支払った学納金の返還を求めた事案	◆入学金については本件不返還条項が、消費者契約法9条若しくは10条又は民法90条によって無効となるか否かということは問題とならないなどとして、入学金返還については認めなかったものの、本件不返還条項のうち、授業料及び施設設備費を返還しない旨を定めた部分は、消費者契約法9条1号により、その全部が無効になるというべきであるから、被告は原告に対し、授業料及び施設設備費を返還すべき義務を負うなどとして、請求の一部を認容した事例	9条1号:肯 10条:外	授業料及び施設設備費を返還しない旨を定めた部分は、消費者契約法9条1号により、その全部が無効になるとして、同法10条及び公序良俗違反の点については判断しなかった。
599	平成15年11月28日 宮崎地裁 平13 (ワ)685号	損害賠償等請求事件	◆原告が、被告に対し、日掛金融業を営む被告の従業員が、原告に対し、その弟の借入れについて、連帯保証人になるように執拗に要求して、連帯保証契約の締結を余儀なくしたから、同契約は無効であるとして、その債務の不存在を確認し、また、被告従業員の上記行為が不法行為を構成するとして、損害賠償を請求した事案	◆被告の従業員らの言動は、取立て行為の規制に係る貸金業規制法21条1項に違反し、本件連帯保証契約は公序良俗に違反するものであって、無効であり、被告の従業員らの不法行為は被告の事業の執行についてなされたものであるから、被告は民法715条に基づき原告に対し、損害を賠償する義務があるとして、慰謝料10万円を認容した事例	4条1項1号、 3項:外 10条:外	公序良俗違反及び不法行為の成立を認め、錯誤及び詐欺については、「少なくとも、錯誤無効、詐欺取消の主張も理由がある」と言及し、消費者契約法については判断がなされなかった。
600	平成15年11月26日 東京地裁 平14 (ワ)27108号	契約金請求事件	◆被告らとの間で国際結婚仲介契約を締結したとするコンサルタント会社(原告)が、中国人女性を紹介したにもかかわらず、被告らが中国への渡航を中止したとして、違約金等の支払を求めた事案	◆損害賠償額の予定が消費者契約法9条に違反しないとされた事例 ◆契約者が契約を解約するときには、原告の定める解約書を提出することによって行い、及び提出されたパスポートは一切返却しない旨の定めが、いずれも消費者契約法10条に違反して無効ではあるが、契約全体が無効となるものではないとして、違約金の請求が一部認容された事例	4条:否 9条:否 10条:一部肯	本件契約第3条には、「提出されたパスポートは一切返却しない」との規定があるところ、同条は消費者の海外渡航の自由を制限するものであって無効というべきである。しかし、同規定があり、また上記のとおり解約制限規定があるとしても、そのことから、当該条項が無効であることは別として、本件契約全体が無効ということとはできない、とされた。
601	平成15年11月19日 東京高裁 平15 (ホ)4006号	保険責任確認請求控訴事件	◆控訴人と被控訴人との間で自家用自動車保険契約(本件契約)を締結していたところ、被保険自動車の買い替え後に発生した新規取得自動車による交通事故について、被控訴人が保険の適用を否認したので、控訴人が上記事故によって被った損害について被控訴人が保険責任を負うことの確認を求めた事案	◆自家用自動車保険契約における自動車買い替えに関する約款の条項は、公序良俗に反しないし、消費者契約法10条に違反しないとされた事例	10条:否	自動車の買い替えに関し、従前の保険契約を新規取得自動車に適用するには入替承認の請求等の手続を経なければならないとする条項につき、公序良俗、消費者契約法10条、及び信義則違反が主張されたが、いずれも排斥された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
602	平成15年11月10日 東京地裁 平15(ワ)10908号	授業料返還等請求事件	◆大学医学部専門の進学塾に入学した原告が、同塾を経営する被告に対し、冬期講習受講契約と年間模試受験契約の事前(中途)解約による不当利得返還請求権に基づき、未実施の冬期講習の受講料及び未実施分の年間模試受験料の合計86万3700円及びその遅延損害金の支払を求めたという事案	◆大学受験予備校の講習受講契約及び模擬試験受験契約(模擬試験については仮に特約が存在した場合のもの)に基づく解除制限特約は、消費者契約法10条により無効であるとして既払いの受講代金及び受験料の返還請求を認容した事例	10条:肯	申込者からの解除時期を問わずに、申込者からの解除を一切許さないとして実質的に受講料又は受験料の全額を違約金として没収するに等しいような解除制限約定は、消費者契約法10条に反し無効であるとされた。なお、9条については主張されなかった。
603	平成15年10月23日 東京地裁 平14(ワ)20642号	各不当利得返還請求事件	◆学校教育法所定の大学を設置する被告らが実施した入学試験に合格して被告らとの間で在学契約を締結し、入学時納入金を支払ったものの、その後、他大学に入学するために同契約を解除したと主張する原告らが、被告らに対し、入学時納入金を返還しない旨の合意は無効であるとして、不当利得に基づき別表1の請求欄記載の各納入金相当額及びこれに対する請求(本件訴状の送達)の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆私立大学の入学時納入金の内、入学金は在学契約上の地位の取得についての対価と見ることができるとして、その相当額については、入学辞退者からの返還請求が認められなかった事例 ◆私立大学の在学契約については、委任に関する民法651条2項ただし書は適用されず、入学時納入金についてなされた入学辞退者ないし退学者との間で不返還合意は公序良俗に反するとはいえないとされた事例 ◆私立大学の在学契約についても消費者契約法が適用され、入学辞退者に、入学時納入金を返還しない合意の内、入学金を超える部分は、損害賠償予定の金額とみるべきであるが、その金額は平均的損害を超えるもので無効とされ、返還請求が認められたが、中途退学者については、当該年度に納入すべき金額が平均的損害となるとされ、返還請求が認められなかった事例	9条1号:肯 10条:否	多数の共同訴訟の事案。 入学金以外の学納金につき、消費者契約法9条1号に反し、無効とした。公序良俗違反、10条違反の主張については否定した。
604	平成15年10月23日 大阪地裁 平14(ワ)9600号	学納金返還請求事件	◆被告が設置する看護専門学校(以下「被告学校」という。)の平成14年度学生募集に応募し、合格通知を受けて、入学金、制服代金等を支払い、その後、被告学校への入学を辞退した原告が、被告に対し、不当利得に基づき、入学会及び制服代金等利得金の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆看護専門学校に合格し、入学金を支払った者は、後日入学を辞退しても、学校側に対し、入学金の返還を請求することはできないとされた事例	9条:外 10条:外	原告は、被告から被告学校に入学できる資格を付与された以上、権利金たる入学金の対価となる給付を受けたというべきであるから、入学金は不当利得となるものではないとし、被告が入学金を返還しないことは入学金不返還特約の効力に基づくものではないため、効力についての判断を要しないとされた。
605	平成15年10月16日 大阪地裁 平14(ワ)6377号	学納金返還請求事件	◆被告の設置する私立大学の入学試験に合格し、被告に学納金(入学金、前期分授業料、前期分施設・設備費及び委託徴収金)を納入した上で入学を取りやめた原告らが、納入済みの学納金の返還を求めたところ、被告から、一度納入された学納金は返還しないと約定(本件特約)を理由にその返還を拒否されたのに対し、同約定は消費者契約法及び民法90条により無効であるなどと主張して、被告に対し、原告Aは学納金全額相当額の、原告Bは前期分授業料及び委託徴収金相当額の不当利得返還を求めた事案	◆入学金返還については認めなかったものの、本件特約中、前期分授業料及び委託徴収金の不返還を定める部分は無効であるから、在学契約の解消に伴い、被告は納付した学納金のうち前期分授業料及び委託徴収金相当額の返還義務を負うとした事例	9条1号:肯 10条:否	前期分授業料及び委託徴収金の不返還を定める部分は、消費者契約法9条1号により、その全部が無効になるとした。同法10条違反、公序良俗違反、信義則違反及び権利濫用の主張についてはすべて否定した。
606	平成15年10月16日 大阪簡裁 平15(少コ)261号	敷金返還請求事件	◆原告が、被告との賃貸借契約につき、事前に解約申し入れをした上、本件賃貸借契約を解約し、本件物件を明け渡したとして、被告に対し、敷金返還請求権に基づき、既に支払を受けた分を控除した残敷金の支払を求めたのに対し、被告が本件賃貸借契約には敷引特約があるとして争った事案	◆原告は個人として契約し、入居期間は約6か月に過ぎず、原告の責めに帰すべき損傷も自然損耗もほとんど考えられないこと等、本件特有の事情が認められ、本件敷引特約は消費者の権利を制限し、義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であるといえるから、消費者契約法10条により無効であるとして、原告の請求を認容した事例	10条:肯	保証金40万円から30万円を差し引く敷引特約につき、消費者契約法10条に反し無効であるとされた。
607	平成15年10月6日 大阪地裁 平14(ワ)9624号	学納金返還請求事件	◆原告らが、被告との間で在学契約を締結し、入学金等を納付した後、上記在学契約を解除したが、入学金等を一切返還しない旨の被告の定める入学試験要項は消費者契約法9条1号、10条及び民法90条により無効であると主張して、在学契約解除に基づき各入学金等(第1事件につき135万円、第2事件につき50万円)の返還及びこれに対する各訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆大学に合格した者が入学手続を行って入学金等を納付した後入学を辞退した場合、授業料を返還しない旨の特約は消費者契約法9条1号に無効であるとし、大学は、入学辞退者に対し、その返還義務を負うとされた事例	9条1号:肯 10条:外	授業料の不返還を定める部分は、消費者契約法9条1号により、その全部が無効になるとした。同法10条違反、公序良俗違反の主張については判断されなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
608	平成14年7月19日 大阪地裁 平13 (ワ)9030号	損害賠償請求事件	◆車両販売契約の解除に伴う約定違約金請求の事案	◆消費者が自動車売買契約を解除した場合、事業者である売主に現実に損害が生じていないときは、事業者は、特約条項に基づき損害賠償金を請求することはできないとされた事例	9条:肯 10条:否	本件注文書への署名捺印(及び原告への提出)をもって売買契約締結の日と定める本件特約条項が消費者契約法10条に反し無効であるため、車両の現物が確保されていない本件においては、契約が不成立である旨の主張は排斥されたが、本件において、同法9条の「平均的損害」は発生していないとして、原告の請求を棄却した。